

東北公益文科大学 総合研究論集

第 24 号

世界遺産と社会科教育
— 世界遺産の教材開発に向けて —

小川 寛由・遠山 茂樹

2013 年 9 月 20 日発行

世界遺産と社会科教育 —世界遺産の教材開発に向けて—

小川 寛由・遠山 茂樹

はじめに

近年、世界遺産が注目を浴びている。2011年には先の東日本大震災で甚大な被害をこうむった岩手県の「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」が東北地方では最初の文化遺産として登録され、「復興の灯」ともいわれた。同じく2011年には「東洋のガラパゴス」と称される「小笠原諸島」が自然遺産として登録され、2013年7月現在日本では、文化遺産13件、自然遺産4件の合計17の世界遺産がそのリストに名を連ねている。

このように年々注目度が増している世界遺産であるが、その裏でさまざまな問題が浮かび上がっている。なかでも近年とくに問題となっているのは、世界遺産の「観光」をめぐるものである。1978年、世界最初の自然遺産に登録されたガラパゴス諸島では、登録後、観光地化が急激に進んだ。その結果、観光客の身体に付着していた外来種の植物の種子が現地で拡散し、生態系が乱れたことは周知の事実である。また、1993年世界遺産に登録された屋久島では、縄文杉の樹皮が剥がされ、傷つけられる被害が相次いだことも記憶に新しい。

このように現今、世界遺産は地震や洪水、火山の噴火等の自然災害、あるいは戦争・内戦などによる直接的な破壊だけでなく、行き過ぎた観光によっても損傷を受け、破壊されつつあるのである。

世界遺産にとって観光は、良くも悪くも各々の物件に大きく影響する要因のひとつである。プラスの面としては、世界遺産登録に伴う経済効果が挙げられる。逆にマイナスの面としては、観光客のマナーの問題や受け入れ側の問題が挙げられる。この点については、古田陽久⁽¹⁾や松浦晃一郎⁽²⁾などがつとに指摘しているところである。

鈴木晃志郎によれば、観光に関する問題は、世界遺産が「今や、完全に一つ

のブランドとして定着した」⁽³⁾こと、また「観光客にとってはもちろん、候補地を抱える多くの国や自治体、あるいは地域住民にとって、世界遺産への登録は、観光地に新たな意味と権威を付与するシンボルであり、観光資源としてのブランド力を大幅に高める効果をもつ」⁽⁴⁾ことに起因する。

世界遺産がつくられた本来の目的は、「遺産の保護・保全・保存」である。それゆえ、先人たちから受け継いだ文化や自然を守り、後世に残し伝えていくことが重要なのであり、それが実行に移されてはじめて世界遺産としての役割を果たすのである。

松浦は、自身がイースター島を訪問した際に、日本人がモアイ像に落書きをした事件について触れ、「日本では、世界遺産を守らなくてはいけないことを学校で教えないのか」と詰問された逸話を紹介している⁽⁵⁾。そして、そのようなことを踏まえて、「世界遺産、あるいはそれに匹敵する文化財をしっかり守って次世代に伝えていく大切さを、教育を通じて若い人たちに認識させる必要がある」と述べ、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が1994年からおこなっている世界遺産教育にも言及しながら、世界遺産に関する教育の必要性和重要性を訴えている⁽⁶⁾。

この小論は、世界遺産を素材とした社会科の授業・教材の開発をめざし、その基礎的作業をおこなうことを目的としている。具体的には、第一章では、世界遺産の概要と世界遺産教育の現状について述べる。第二章では、わが国における世界遺産登録運動について概観する。第三章では、学習指導要領および中学校社会科教科書の分析を試み、さらに社会科教育の現状分析を通じて、世界遺産の教材化に向けた糸口をさぐってみる。

本稿は特定の世界遺産を取り上げた事例研究とは性格を異にする。また、開発した世界遺産教材の紹介でもない。あくまでも世界遺産の教材開発とその実践は最終目標であって、本稿はその基礎的作業にすぎないことをお断りしておく。

第1章 世界遺産と世界遺産教育

第1節 世界遺産の概要

1-1-1 世界遺産に関する先行研究

世界遺産についての先行研究は、二つに大別される。

一つは、世界遺産それ自体や制度等についての研究である。世界遺産自体については多くの研究が蓄積されており、学問領域も非常に幅広く、「総合的、学際的、国際的」⁽⁷⁾な研究がおこなわれている。それらは、世界遺産に登録される以前から研究されてきたものや、世界遺産という視点からだけではなく、建築、観光、自然、文化などあらゆる視点から研究されているものが多い。

先行研究の二つは、世界遺産を活用した授業実践・教材開発研究である。授業実践や教材開発研究は後述するが、主として奈良教育大学の田渕五十生⁽⁸⁾らによる世界遺産教育の研究が中心となっている。田渕を中心とした研究グループ以外にもいくつかの授業実践は報告されているが、量的にも質的にも多くの課題が残されている。

世界遺産への登録には、まずもって国内での法整備が必要となる。例えば、日本の文化財であれば、「文化財保護法」に基づき国の特別史跡の指定をうける等、国内法による保護が不可欠となる。さらに、世界遺産に登録されるためには、世界遺産の登録基準の一つ以上該当することが求められる。そのため、それぞれの物件がどの登録基準に当てはまるのかを検討していかなければならない。

また、世界遺産には登録基準を満たすほかに、「真正性」と「完全性」が求められる。そのすべてを満たしてはじめて、世界遺産登録の候補として委員会で審議されることになるのである。

世界遺産は登録それ自体が目的ではなく、登録後の維持・管理が重要なのである。世界遺産が登録リストに記載され続けるためには、この維持・管理が重要なカギとなる。さらに、世界遺産を将来にわたって保持していくためには、登録後も十分な調査・研究の積み重ねが必要とされるのである。

1-1-2 世界遺産の誕生

世界遺産とは、1972年11月16日、パリで開催された第17回国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational Scientific and Cultural Organization（UNESCO）、以下「ユネスコ」と略記）の総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」⁽⁹⁾（Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage、以下「世界遺産条約」

と略記)」に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡や自然などを指す。

世界遺産条約においては、第1条と第2条に文化遺産、自然遺産の定義がそれぞれ記されている。それによれば、文化遺産とは「記念工作物、建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」であるとされている。さらに、自然遺産については「無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの。自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの」と定義づけられている⁽¹⁰⁾。

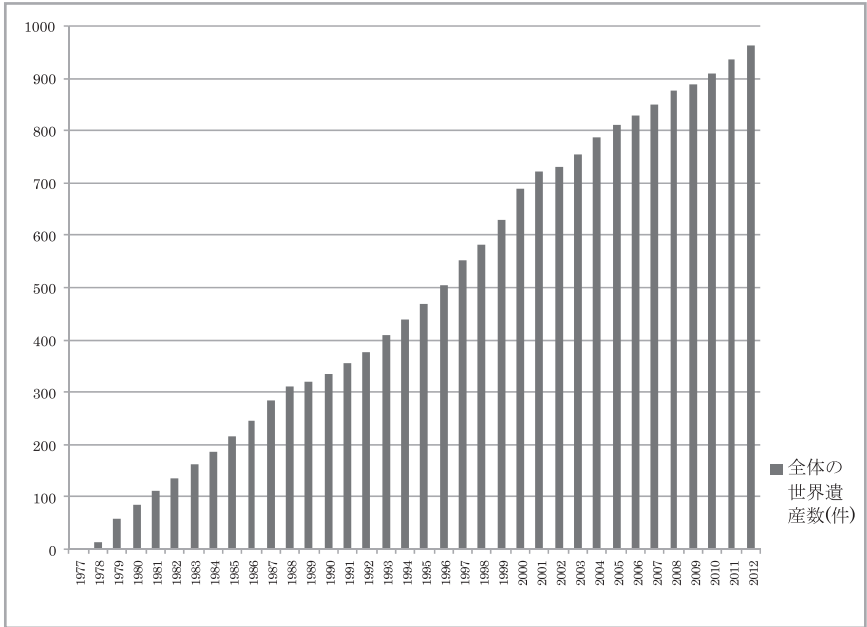
世界遺産は年を追うごとに注目度が増し、その存在を確固たるものにしていく。2012年6月下旬から7月上旬にかけては、36回目となる世界遺産委員会(36th session of the Committee)⁽¹¹⁾がロシア・サンクトペテルブルグで開催され、文化遺産20件、自然遺産5件、複合遺産1件の計26件が新たに世界遺産リストに名を連ねた。2012年7月現在における世界遺産数は右頁の【図1-1】および【図1-2】の通りである。

近年の世界遺産登録では、登録の厳格化により登録数も減少傾向にあるが、2012年は比較的多くの物件が登録されている。

では、そもそも世界遺産はどのようにして誕生したのであろうか。

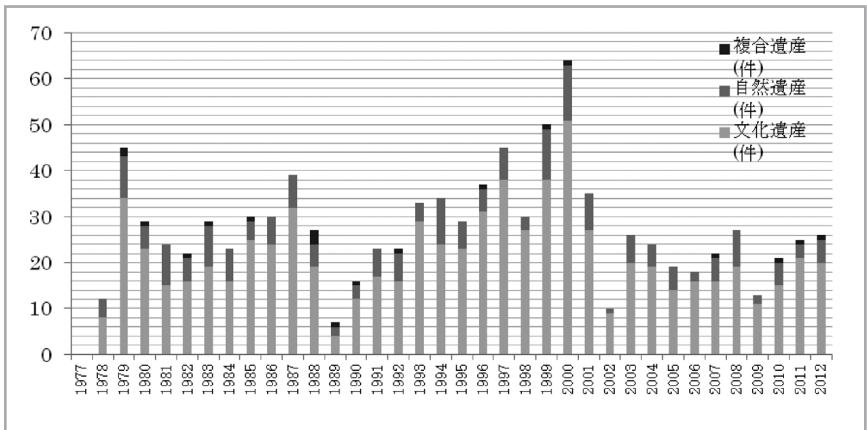
松浦晃一郎は、ユネスコが世界遺産条約を採択するに至った背景として、四つの重要なポイントを挙げている⁽¹²⁾。

一つは、ユネスコが世界遺産条約採択に至るまでに文化遺産の保護について様々な国際的規範(【表1-1】)を作成してきたことである⁽¹³⁾。



【図1-1】世界遺産数の推移

(<http://allabout.co.jp/gm/gc/375848/> [平成25年4月6日最終閲覧] をもとに作成)



【図1-2】種別・年別世界遺産登録数

(ユネスコ協会連盟編『世界遺産年報 2012』東京書籍、2012年をもとに作成)

【表1-1】世界遺産に関する条約や勧告

年	条約等の名称
1948年	バイルート協定
1950年	フローレンス協定
1952年	万国著作権条約
1954年	「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict、以下、ハーグ条約）」
1956年	「考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告」 ⁽¹⁴⁾
1962年	「風光の美及び特性の保護に関する勧告」 ⁽¹⁵⁾
1964年	「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告」 ⁽¹⁶⁾
1964年	「歴史的記念建造物及び遺跡の保存と修復のための国際憲章（通称、ヴェネツィア憲章）」 ⁽¹⁷⁾
1965年	国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites、以下、ICOMOS）結成 ⁽¹⁸⁾ 。
1968年	「公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化遺産の保存に関する勧告」 ⁽¹⁹⁾
1970年	「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」

（松浦晃一郎『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』講談社、2008年、67-70頁をもとに作成）

第二次世界大戦では、武力による文化遺産の破壊行為のみならず、占領国が被占領国の文化遺産を強制的に買い取るという事実上の組織的略奪がおこなわれた。文化遺産の略奪禁止は1907年に作成されたハーグ陸戦条約でも規定されていたが、不十分であった。こうした反省に基づき、ユネスコの主導のもとで条約が作成されたのである。

二つは、危険にさらされた文化遺産の国際的な救済活動について、ユネスコが指揮をとってきたことである。

なかでも最も有名なのは、エジプト南端に位置するアブ・シンベル神殿からフィラエまでのヌビア遺跡群救済のための国際的なキャンペーンである⁽²⁰⁾。

1950年代初頭、エジプトの近代化を推し進めるために全長3600メートルという巨大なアスワン・ハイ・ダム建設計画が持ち上がった。水没の危機にさらされた神殿の救済を同国のナセル大統領から依頼されたユネスコ第4代事務局長ヴィトリノ・ヴェロネーゼ（イタリア人、1958-61年在任）は、世界的な救済キャンペーンに着手することを決定した。その意思は第5代事務局長のルネ・マウ（フランス人、1961-74年在任）に引き継がれ、1964年に大々的な募金活動が始まったのである。

資金調達と同時並行しておこなわれていたのは、神殿をどう残すか、という見地からの技術的な検討であった。当初は神殿を移動させず、周りに分厚いコンクリートの囲いを作るというアイデアが出されたが、はたして水圧に耐えられる壁をつくることができるのか、また、万一壁が崩れれば、観光客を巻き込んだ大惨事になるのではないかとの懸念もあり、結局、この案は却下された。最終的には神殿を1036個のブロックに切断・解体し、60メートル上の高台に1個ずつ移築するという計画が採用された。

1966年には、地盤の緩みによって水没の危険にさらされたイタリアのヴェネツィア市にもユネスコが救済活動を喚起し、国際的に文化遺産を保護する法体制を求める動きが出てきた。こうした事例が基になって、同年に開催された第14回ユネスコ総会で条約の素案作りが検討され、ルネ・マウ事務局長の下で作成が始まったのである⁽²¹⁾。

三つは、自然遺産を保護する動きがユネスコ外で始まったことである。

具体的には、ユネスコが1948年に設立したNGOのIUCN（国際自然保護連合 International Union for Conservation of Nature and Natural Resources、以下「IUCN」と略記）の下で、世界的な体制を作るための条約案の検討が進められたのである。そのイニシアチブをとったのはアメリカであった。

アメリカは19世紀後半、すでに自然遺産保護の重要性を認識しており、1872年には世界に先駆けて、ロッキー山脈中央部の溶岩台地に広がる国内最大のイエローストーンをアメリカ第1号の国立公園に指定した。

他方、スウェーデンも自然遺産保護を推進するための国際的な条約作成の決定を考えていた。その背景には、1960年代に自国内で高まった経済開発ムードがあり、自然環境を犠牲にしてきたことへの自戒を込めた世論の動きがあっ

たのである。

その後、事務局長ルネ・マウは、1972年10月の総会前の4月に開催された政府間専門会議の席上、文化遺産、自然遺産両方の遺産を一体化した条約作成をIUCNの作業に取り込んで進めていくことを提唱したのである⁽²²⁾。

四つは、ICOMOS(国際記念物遺跡会議 International Council on Monuments and Sites、以下「ICOMOS」と略記)およびIUCNに加え、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property、以下「ICCROM」と略記)が設立されたことである。

ICCROMの設立によって、ユネスコが世界遺産条約を運用するのに不可欠なパートナー3団体が揃ったことになる。すなわち、ユネスコの世界遺産センターに対して文化遺産候補案件が提案されたとき、最初に専門的な調査をおこなうのはICOMOSであり、自然遺産関係の案件の調査をおこなうのはIUCNである。一方ICCROM⁽²³⁾は、世界遺産となっている文化遺産の保護についてのみならず、広く文化財の保存・修復にあたって、ユネスコの重要なパートナーとなった。

以上、四つの動きを背景に、1972年のユネスコ総会で世界遺産条約が成立するに至ったのである。

世界遺産条約の締約国は、1975年9月17日、条約発効に必要な20カ国に達し、3ヶ月後の12月17日に発効した。また、条約だけでは抽象的なため、具体的な実施にあたっては「世界遺産条約履行のための作業指針」(以下「作業指針」と略記)の原案がユネスコ事務局で用意され、専門家グループの検討を経て、1977年の第1回世界遺産委員会で採択された。作業指針については世界遺産委員会が修正する権限を与えられており、採択後も世界遺産委員会で何度も修正が施され、今日に至っている。

作業指針の中で最も重要なのは、顕著な普遍的価値をどのような基準で判断するかということである。条約が発効した1975年から2005年までは、文化遺産については登録基準の1から6、自然遺産については7から10が用いられた。しかし、文化遺産と自然遺産に別々の評価基準があることが問題視され、幾多の専門家会議における検討を経て、2005年に一本化された。これにより10の

顕著な普遍的価値の評価基準が設けられることになったが、実際は評価基準の1から6が文化遺産、7から10が自然遺産に対応しているため、抜本的な変更には至っていない。基本的には基準を一つでも満たせば世界遺産リストに登録されることになっている。

作業指針に基づき、最初の世界遺産登録がおこなわれたのは1978年である。1972年に世界遺産条約が採択されてから、作業指針が採択される第1回世界遺産委員会までの5年間は、いわば条約実施までの準備期間であった。1978年の第2回世界遺産委員会で、いよいよ最初の案件が世界遺産リストに登録されることになったのである。

1-1-3 世界遺産が登録されるまでの過程

ここでは、世界遺産がそのリストに登録されるまでのプロセスについて概観する。世界遺産登録へのプロセスは大略、次のような流れになっている（【図1-3】参照）。①世界遺産条約への批准 ②暫定リストの作成と提出 ③物件の世界遺産センターへの推薦 ④現地調査 ⑤世界遺産委員会での審議

世界遺産リストへの登録に際しては、まず、世界遺産条約の締結国になることが必要である。その後、条約締結各国は暫定リストを作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出する。そして、暫定リストに記載された物件の中から、条件が整ったものから原則として1年につき「文化遺産」「自然遺産」を各1物件（但し、世界遺産を一つも持たない国は除く）、ユネスコ世界遺産センターに推薦する。

ユネスコ世界遺産センターは各国政府からの推薦書を受理し、推薦された物件に関して、文化遺産はICOMOS、自然遺産はIUCNの専門機関にそれぞれ現地調査の実施を依頼する。ICOMOSとIUCNは専門家を現地に派遣し、現地調査を実施する。その後、当該地の価値や保護・保存状態、今後の保存・保存管理計画などについて評価報告書を作成する。そして、ユネスコ世界遺産センターに報告書を提出する。しかるのち、ICOMOS、IUCNの報告に基づき、ユネスコの世界遺産委員会が審議をおこない、世界遺産リストへの登録の可否を決定する。

日本国内においては、世界遺産の登録に値する物件、あるいはその準備が一

定の段階まできている（世界遺産になる可能性がある）物件を「暫定リスト」として一覧表にまとめている。「暫定リスト」は、いわば政府公認の世界遺産候補であり、2013年7月現在、それには11件の物件が掲載されている。1992年に世界遺産条約を締結した直後は、政府が候補地を選定し、1993年に日本における最初の世界遺産（法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、屋久島、白神山地）が誕生、その後も1年に1件ほどのペースでその数を増やしている。

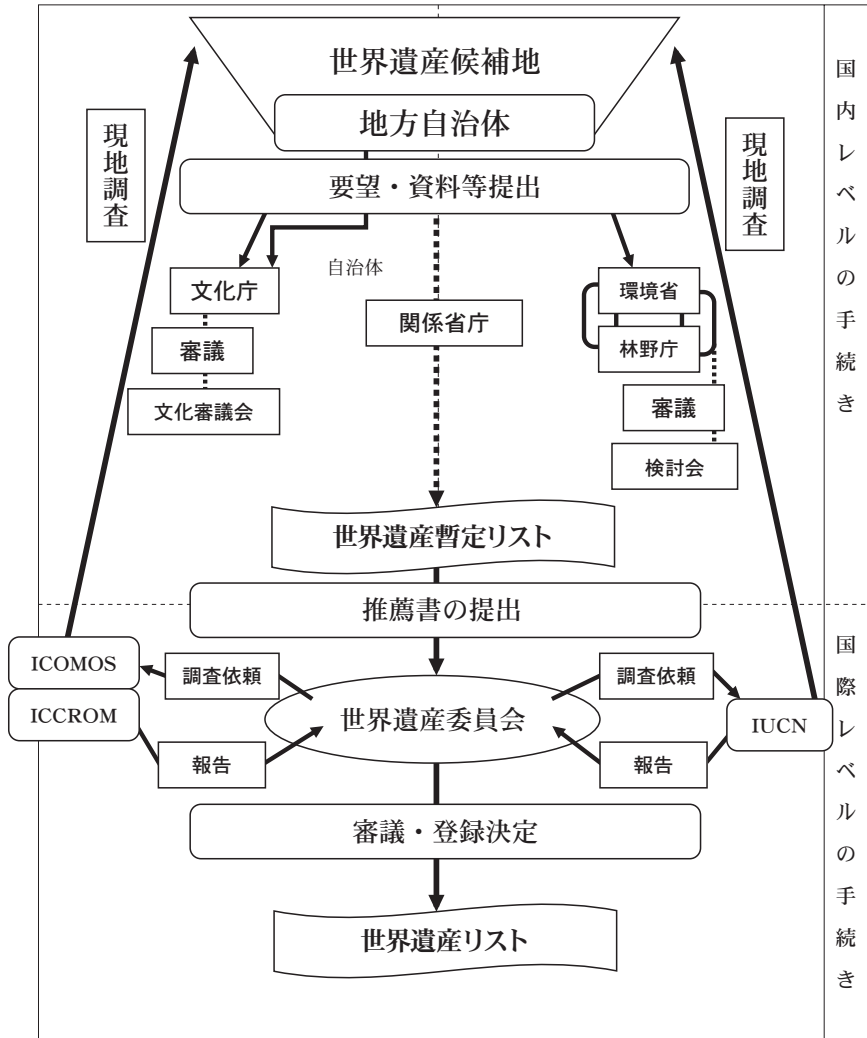
2006年以降は、文化遺産については各自治体から公募するというかたちで選定作業をすすめている。この自治体公募をきっかけとして行政主導による世界遺産登録運動が活発化したといえる。

世界遺産委員会では、登録物件を審議したのち、以下の四つの決定を下すことになっている。すなわち、「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載決議」である。

「記載」は、文字通り世界遺産リストに記載されることを指している。他の三つはこの時点では登録されないということになるが、同じ「落選」でもそのレベルが大きく異なる。そのうち最も重いのは、「不記載決議」である。この決議は、世界遺産になるには「重大な欠陥」がある、つまり「世界遺産の資格なし」というきわめて厳しい決定である。この烙印を押されると、よほどのことがない限り、次回以降もう一度審議を受けることは難しいというのが大方の見方である。

「情報照会」については、「世界遺産に登録されるべき価値は認められるが『顕著な普遍的価値』を証明するためにさらなる情報が必要」という意味で、今回の登録は見送るが、弱点を補強する資料を提出すれば、再度の現地調査を経なくても翌年以降もう一度審査するということである。日本の国立西洋美術館本館を含む「ル・コルビュジエの建築群と都市計画」が2009年の世界遺産委員会で受けた結果は、この「情報照会」にあたる⁽²⁴⁾。

そしてもう一つの「記載延期」勧告は、「今回の推薦書では、登録できるだけの価値が認められない、もう一度、推薦書を書き直す必要がある」という意味の決議である。翌年の審査物件の締め切りはすでに当該年の1月に終了しているので、翌年1月までに推薦書を書き直しても、審査されるのは翌々年ということになる。つまり、早くても再登録は2年後というわけである。しかし、



【図1-3】 世界遺産登録までのプロセス

(鈴木晃志郎「ポリティクスとしての世界遺産」首都大学東京編『観光科学研究』3、2010年、60頁を一部加筆・修正し、作成)

近年の世界遺産委員会は6月から7月にかけて開催されることが多く、翌年1月までは半年程度しかないので、推薦書を根本的に書き直してリトライするには時間が足りない。

この「記載延期」勧告は、2008年の世界遺産委員会で「平泉」こと「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－(2011年登録名)」が受けている。1度目の2008年7月挑戦時には「記載延期」を言い渡され、半年での軌道修正は不可能であると判断し、2010年の推薦書再提出、2011年の世界遺産委員会での再審議を目指すことになったのである⁽²⁵⁾。

つまり、3年後の再挑戦としたわけで、この事例からもわかるように、「記載延期」は早くても2～3年の延期を意味する。加えて、もう一度事前の現地調査を受ける必要がある。したがって「記載延期」勧告を受けると、新規申請と同様のエネルギーを要するといわれている⁽²⁶⁾。

1-1-4 世界遺産がもつ普遍的価値

世界遺産には、世界遺産というに相応しい独自の「顕著な普遍的価値」がある。「顕著な普遍的価値」とは、国家間を超えて地球規模で人類全体にとって、現代および将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的ならびに自然的価値のことを指し、Outstanding Universal Valueの邦訳である。顕著な普遍的価値は、OUVと略称で登場することもあるほど、世界遺産にとっては基本概念であり、つまりはこれが世界遺産登録の必須要件となる。

世界遺産条約の第1条には文化遺産の定義が、第2条には自然遺産の定義がそれぞれ列挙されているが、その文末は「・・・歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」という文言で終わっている。顕著な普遍的価値がなければ、世界遺産には登録されない。ICOMOSやIUCNの事前調査でも、対象物件にこの顕著な普遍的価値があるかどうかがかぎとなっている。そして、これを具体的に示すのが、以下の「登録基準」(【表1-2】)である。

【表1-2】世界遺産の登録基準

	番号	内容
特に文化遺産の登録基準	(1)	人類の創造的才能を表す傑作であること（聖堂や宮殿などの独創的な建造物） ⁽²⁷⁾ 。
	(2)	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものであること（何かに多大な影響を与えたもの。例：アテネのアクロポリスはヨーロッパ建築に影響） ⁽²⁸⁾ 。
	(3)	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）であること（過去の文化の証拠） ⁽²⁹⁾ 。
	(4)	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本であること（歴史を物語るもの） ⁽³⁰⁾ 。
	(5)	ある一つの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本であること。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本であること（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。（集落や土地利用などの見本） ⁽³¹⁾
	(6)	顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があること（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。（思想・出来事などに関係するもの） ⁽³²⁾
特に自然遺産の登録基準	(7)	最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含すること ⁽³³⁾ 。
	(8)	生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること ⁽³⁴⁾ 。
	(9)	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であること ⁽³⁵⁾ 。
	(10)	学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含すること ⁽³⁶⁾ 。

(<http://www.unesco.or.jp/isan/decides/>; 佐滝剛弘『「世界遺産」の真実』祥伝社、2009年、84-85頁をもとに作成)

これらの基準を端的に述べれば、(1) 傑作、(2) 影響力、(3) 証拠、(4) 類型、(5) 伝統集落と土地利用、(6) 関連性、(7) 自然美、(8) 地球の歴史、(9) 生態系、(10) 希少生物となる⁽³⁷⁾。

世界遺産全体を通して、一番多くの登録基準を満たしているのが、複合遺産の「タスマニアの原生地域」(オーストラリア)で七つである。ちなみに、「複合遺産」とは、文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているものを指す。

文化遺産について、第1から第6までのすべての基準を満たしているものは、世界的にみて、現在のところ三つしかない。そのうちの二つは中国にある。いずれも1987年に登録されたもので、ひとつは甘粛省北西に位置する敦煌の莫高窟、もうひとつは山東省にある泰山である。後者は道教の総本山で、第7基準も満たす複合遺産である。日本の文化遺産で六つの基準をすべて満たしているものは残念ながらないが、法隆寺と奈良そして紀伊山地と厳島神社は四つの基準を満たしている。ヨーロッパで6基準すべてを満たすのは、1987年に登録されたイタリアの「ヴェネツィアとその潟」だけである。

通常、ある都市が世界遺産に登録された場合、中核部分の一部が世界遺産として登録されるにすぎない。たとえば、通常「奈良市」が世界遺産と言われているが、正確に言えば、奈良にある東大寺、興福寺、薬師寺、春日大社などの六つの神社仏閣と春日山原始林及び平城宮跡が登録の対象となっているのであって、奈良市全体を含むわけではない。それにひきかえ、ヴェネツィアは文字通り市全体が世界遺産なのである。

自然遺産では、四つの基準すべてを満たしているものは、世界全体で20以上存在する。そのうちのひとつがアメリカのイエローストーン国立公園で、これは1978年に登録された、最初の世界遺産12件のうちのひとつに数えられる。その後登録されたアメリカのグランド・キャニオン国立公園、グレート・スモキー山脈国立公園も、同じく四つの基準すべてを満たしている。

しかしこれらは例外で、二つの登録基準を満たしている世界遺産が4割、三つの基準を満たしているものが3割で、この二つで全体の70%を超えている。

さらに、世界遺産リストに登録されるためには、上記の登録基準のいずれか一つ以上に合致するとともに、「完全性 (integrity)」や「真正性 (authenticity)」の条件を満たし、適切な保護管理体制がとられる必要がある。

「完全性」とは、遺産の価値を構成するに必要な要素がすべて含まれていることを指す。また、長期的な保護のための法律等の制度が確保されていることも含み、候補案件（文化遺産、自然遺産の双方）に対し、評価基準を適用するにあたっての重要な物差しとなる。具体的には、以下の三つが作業指針に明示されている。

- (1) 顕著な普遍的価値が発揮される、必要な要素がすべて含まれている。
- (2) 案件の重要性を示す特徴を表現するための適切な大きさが確保されている。
- (3) 開発あるいは改良によって負の影響を受けていない。

この3点は、専門NGOが技術的な評価をするにあたっての重要な基準となるもので、この3点が十分に満たされてはじめて、完全性が担保されるといえる。

また、文化遺産の候補案件については、同時に真正性も問われてくる。「真正性」とは「本物であること」、「真正であること」を意味している。主に文化遺産がもつ本物の芸術的、歴史的な価値のことで、修復などにおいては、材料、構造、工法の真実性が求められる。この真正性を満たしていなければ、世界遺産には登録されないのである。

「顕著な普遍的価値」の普遍的を意味する「ユニバーサル」は、「グローバル」と言い換えることもできる⁽³⁸⁾。世界的なお墨付きを与えるのであるから、その物件は、国を超えて理解できる素晴らしさが必要である、というわけである。国と国との間には、様々な価値観の壁がある。文化や歴史がちがえば、おのずと価値観もちがってくる。偶像崇拜を禁じるイスラム教徒から見れば、仏像や聖母マリア像などは、その存在自体を否定したくなるというものであろう。各民族の文化・思想、あるいは自然観といったものは、本来当該民族に固有のものであり、他の民族に理解されないものも少なくない⁽³⁹⁾。ここに「顕著な普遍的価値」の判断をめぐる難しさがある。国家を超えた普遍的価値というのは、はたして存在するのであろうか。

ともあれ、「顕著な普遍的価値」は世界遺産を考えるうえでは絶対的な尺度であり、これを無視して世界遺産登録を目指すことは不可能なのである。世界遺産の登録数が増大している現状を考えると、今後は「顕著な普遍的価値」を

明確に証明することが、これまで以上に求められるにちがいない。

1-1-5 世界遺産の問題点

1972年に世界遺産条約が採択されて以来、世界遺産をめぐる様々な問題が顕在化している。1990年代には、世界遺産登録の不均衡が問題とされた。具体的には、世界遺産の登録がヨーロッパに偏り、さらには登録されている内容もキリスト教関連の遺産や先史時代及び20世紀の双方を除く歴史時代の遺産などが多くなっているというもので、文化遺産の多面的かつ広範な視野と領域を狭めるおそれがあると批難された。

この不均衡を改めるため、1995年頃から産業遺産（例えば、「石見銀山とその文化的景観」）や20世紀の近代建築（例えば、「ベルリンの近代集合建築群」、あるいは文化的景観（例えば、「レーティッシュ鉄道アルブラ線とベルニナ線、および周辺の景観」）が積極的に登録され、自然遺産も1990年代末から2000年代にかけては、化石発掘地（例えば、英国「ドーセットと東デヴォン海岸」）の登録が続いた。このように世界遺産の多様化が進む一方、他方で1990年代後半から2000年代初めには、世界遺産の数の問題がクローズアップされた。

世界遺産の数は2013年7月現在で981件（文化遺産759件、自然遺産193件、複合遺産29件）となり、まもなく1000件に達する。この登録件数の問題について、松浦は「世界遺産リストの信頼性維持という見地からしても、世界遺産の数が将来無制限に増えていってはならない。世界遺産の数の上限をどこにおくかということをして・・・（中略）・・・世界遺産委員会は真剣に議論する必要がある」⁽⁴⁰⁾と述べ、世界遺産の数が増えすぎることによって信頼性が失われることを危惧している。また、新井直樹は「『世界遺産条約』の本来の目的である登録物件の適切な保護、管理のモニタリングをすること自体が出来なくなる」⁽⁴¹⁾と危機感を募らせている。

こうした世界遺産の数の上限については、まだ本格的な議論はなされておらず、何らかの対策が必要であると思われる。世界遺産の数が増え肥大化した結果、近年は新規登録も抑制傾向にあるが、裏を返せば、それだけ登録のハードルが高くなっているということでもある。

さらに、近年、世界遺産の問題として指摘されているのが、観光に関するも

のである。観光が世界遺産に与える影響は、プラスの面でもマイナスの面でも大きいものがある。新井は、世界遺産「登録後の観光客の急増に伴うオーバーユースや無秩序な周辺の開発によって、環境や景観が悪化するところも目立ち始めており、世界遺産と持続可能な観光地づくりのあり方が課題」⁽⁴²⁾であると述べている。換言すれば、観光振興と世界遺産に本来求められている環境・景観の保全をどう両立させるか、これが大きな課題となっているのである。

観光に関する問題は、①世界遺産に出向く側の問題、②受け入れる側の問題、③行政の問題と三つのパターンがある。世界遺産に出向く側、すなわち観光客側の問題としては、マナーの問題が挙げられる。観光客として最低限のマナー（ゴミを捨てたり落書きをしたりしない等）を守って見学や訪問をすることが世界遺産の保護にもつながることは、いうまでもない。また、世界遺産に関する知識をもち、それを十分に理解する必要がある。

受け入れる側、また行政側の問題としては、過度な観光地化を回避するということである。世界遺産の登録は「観光客めあて」であってはいけない。本来の目的は世界遺産を長きにわたって保存し、将来に残していくことにある。この点を理解・認識していれば、不要な店舗の建設も開発もおこなわれないはずである。目先の利益にとらわれ、地域の観光振興だけを念頭においた世界遺産の登録は、結果的には何も生み出さないといえよう。世界遺産登録を目指している地域や自治体は、遺産登録本来の目的を再確認し、登録の意義をあらためて考えてみる必要があるだろう。

松浦は上述した世界遺産のさまざまな問題に対して「世界遺産、あるいはそれに匹敵する文化財をしっかりと守って次世代に伝えていく大切さを、教育を通じて若い人たちに認識させる必要がある」⁽⁴³⁾と述べ、世界遺産については子どもたちからの学習が必要であり、学校教育における充実が世界遺産の大切さを伝えるのに重要な役割を果たすと説いている⁽⁴⁴⁾。

次節では、世界遺産教育に関する先駆的研究をおこなっている奈良教育大学を中心とする研究グループの実践を概観する。

第2節 世界遺産に関する学習

1-2-1 世界遺産に関する学習の実践・研究

社会科教育において世界遺産に関する学習（世界遺産教育）の先駆的な研究をおこなっているのは、田渕五十生を中心とするメンバーである（その主な論考については【表1-3】参照）。

田渕らは、世界遺産教育を「世界遺産についての教育、世界遺産のための教育、世界遺産を通しての教育」⁽⁴⁵⁾の三つに分類し、持続可能な発展教育（Educational for Sustainable Development、以下「ESD」と略記）を視野に入れた世界遺産教育の在り方について述べ、世界遺産がない地域でも、世界遺産教育は可能である点を強調している⁽⁴⁶⁾。

世界遺産に関する学習については、ユネスコが1994年に「世界遺産教育プロジェクト」（World Heritage Educational Project）をスタートさせたのが始まりである。1998年には世界遺産教育の実践例等を紹介した世界遺産教育キットが出版され、2000年には邦訳されたものの、日本の教育現場ではほとんど知らされていないのが現状である⁽⁴⁷⁾。世界遺産教育は、単なる世界遺産についての知識を与えるものではなく、「世界遺産の価値に気づき、大切に保存しようとする態度、未来に伝える義務があるという責任感、そのために何ができるかという実践的なスキルなど、トータルな教育を目指している」⁽⁴⁸⁾とされている。

【表1-3】世界遺産に関する学習の論考、実践事例

刊行年	先行研究
2006年	中澤静男・田渕五十生「奈良における世界遺産教育－シルクロードの文化を中心にして－」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』15、2006年、145-154頁。
2006年	淡野明彦「小学校社会科学習における世界遺産の教材化」奈良教育大学編『奈良教育大学紀要』55-1、2006年、101-111頁。
2007年	田渕五十生・中澤静男「ESDを視野に入れた世界遺産教育－ユネスコの提起する教育をどう受けとめるか－」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』16、2007年、59-66頁。

2007年	祐岡武志・田淵五十生「世界遺産教育実践の事始め」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』16、2007年、207-216頁。
2007年	淡野明彦「中学校社会科（地理的分野）学習における世界遺産の教材化」奈良教育大学編『奈良教育大学紀要』56-1、2007年、103-114頁。
2008年	田淵五十生・谷口尚之・祐岡武志「世界遺産教育の教材化の視点と実践報告－『古都奈良の文化財』と『法隆寺地域の仏教建造物』を中心に－」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』17、2008年、289-297頁。
2008年	谷口尚之・田淵五十生「ユネスコ東アジア地域世界遺産教育国内ワークショップの報告」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』17、2008年、325-334頁。
2008年	中澤静男・田淵五十生「地域学習としての『世界遺産』」奈良教育大学編『奈良教育大学紀要』57-1、2008年、129-140頁。
2008年	竹内健悟・牧田肇「教材としての白神山地」日本国際環境研究協会編『地球環境』13-1、2008年、33-40頁。
2009年	田淵五十生「世界遺産教育とその可能性－ESDを視野に入れて－」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』15、2009年、87-103頁。
2009年	中澤静男「世界遺産教育の構築－奈良市教育委員会における取り組み－」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』15、2009年、104-121頁。
2009年	中牧弘允「情報としての遺産と資源－世界遺産と文化資源の比較考察－」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』15、2009年、122-136頁。
2009年	吉田剛・宮本静子・渡邊淳一「国際理解教育としての中学校社会科公民的分野の授業実践研究－世界遺産教育を中心として－」宮城教育大学国際理解教育センター編『国際理解教育センター年報』4、2008年、47-55頁。
2009年	淡野明彦「高等学校地理歴史（地理A、地理B）学習における世界遺産の教材化」奈良教育大学編『奈良教育大学紀要』58-1、2009年、101-106頁。
2010年	山下欣浩・田淵五十生「日本ユネスコ協会連盟の教材キット『守ろう地球のたからもの』」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』19、2010年、135-144頁。
2010年	神野浩・淡野明彦「高等学校地理学習における世界遺産の指導の実践」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』19、2010年、11-17頁。
2010年	谷口尚之・田淵五十生「世界遺産教育における授業モデルづくり－世界自然遺産・知床を事例として－」奈良教育大学編『奈良教育大学紀要』

	59-1、2010年、85-99頁。
2010年	長谷川俊介「世界遺産の普及啓発と教育」国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』、2010年、5-27頁。

(1) 世界遺産についての教育 (Education about the World Heritage)

世界遺産についての教育としては、次のようなものが考えられる。

一つは、世界遺産についての知識やその価値に気づかせる教育である。どのような経緯で世界遺産条約が成立したのか、どのような基準でその物件が世界遺産に登録されたのか、世界や地域にはどのような世界遺産があるのか、世界遺産についての知識を深め、その価値に気づいていくことである。その教育は歴史や地理や生物などの一般の教科の授業と連携すれば、学習者は世界遺産の価値をより一層興味深く学ぶことができる⁽⁴⁹⁾。

二つは、世界遺産をめぐる問題点についての理解である。現在、多くの世界遺産が危機にさらされている。世界遺産に登録された結果、多くの観光客が押しかけて、環境破壊が進行している物件も少なくない。自然と共存していた静かな村落に土産物店や屋台が立ち並び、あたかもテーマパークのような賑わいを呈している物件もある⁽⁵⁰⁾。ツーリズムやコモーションによる物件の変質である。そのような問題についても学ぶ必要がある。

三つは、物件内の住民の生活についての理解である。周知のように、貴重なブナの自然林が残存することで自然遺産に登録されたのが、白神山地である。登録に伴って、さまざまな規制が設けられ、伝統的な狩猟生活をするマタギの生活が成り立たなくなった。物件内の人々の伝統的な生活が困難な状況に陥っている事例は世界中で少なくない。底辺の少数者の叫びは、おうおうにして無視される傾向にあるため、なかなか表には出てこない。

ともあれ、世界遺産に登録されることによって、自然環境や住民の生活が危機に瀕している現実がある。この現実を直視するのもまた学習のひとつである。世界遺産に登録したユネスコが、自然環境の破壊に加担しているという、皮肉な指摘さえある。それら明暗両側面の学習を通して、世界遺産についての多面的な見方や考え方を養い、社会に対する健全な批判力を養うことができる⁽⁵¹⁾。

(2) 世界遺産のための教育 (Education for the World Heritage)

世界遺産のための教育とは、世界遺産の保存や保全に対する態度、世界遺産を守って次世代に伝えようとする当事者意識、世界遺産に対してどう振舞うかについての倫理やモラルの教育である⁽⁵²⁾。

2008年には世界遺産に対する不祥事が相次いだ。フィレンツェのサンタ・マリア・デル・フィオーレ大聖堂に落書きをした岐阜県の女子短大生、石見銀山の坑道へ侵入し、無許可で5キロもの岩石を採取して告訴された島根の大学生もいた。また、熊野古道では牛馬童子の首が切断された。そのような事態を踏まえて、朝日新聞社は11の世界文化遺産の管理者や教育委員会に緊急アンケート調査をおこなった。その結果、回答した57件のうち4割にあたる23件が落書き被害にあった⁽⁵³⁾。歴史的な記念物を前にしてどのように振舞うか、宗教施設での服装はどうあるべきかなどは、教育以前のマナーの問題であろう。しかし、あえてこうしたマナーの問題も取り上げなければならない状況にあることも確かなのである。

「世界遺産のための教育」での学習方法は、物件を訪れて建造物や自然環境を直接肌で感じるフィールドワーク、その保存や補修に関わっている人物へのインタビュー、この二つが不可欠である。五感で感じる「物」との出会い、目に見えない「人」の思いに触れるインタビュー調査など、学習者が直接体験をする学習を通して、「世界遺産を保全し、次世代に伝達するのは自分たちだ」という当事者意識が涵養される。学習者の態度を変容させるのは、固有名詞を持つ人物との出会いである⁽⁵⁴⁾。

(3) 世界遺産を通しての教育 (Education through the World Heritage)

世界遺産教育では、世界遺産をケーススタディとして、国際理解、国際協力の重要性に気づかせ、平和や人権の意義を確認させることができる⁽⁵⁵⁾。したがって、世界遺産教育は国際理解教育、平和教育、人権教育と密接な関係を有している。危機にさらされている世界遺産の多くが紛争地や戦争地域に存在している。内戦が終結し、修復工事が再開されたことによって、カンボジアのアンコールワットは危機遺産から脱却できた。

その一方で、文化の多様性を認めない非寛容な社会では、貴重な文化遺産が

破壊されている。その典型がアフガニスタンのパーミヤン遺跡の大仏である。また、アフリカでは多数の観光客が訪れると同時に、貧困にあえぐ人びとを密猟に駆り立て、貴重な野生生物が生息する自然公園（たとえば、コンゴ民主共和国のカフジ=ピエガ国立公園）が危機遺産に登録されている。

そのような危機遺産を事例として、われわれは平和や文化の多様性、社会的公正の意義をより一層切実に学ぶことができる。地球環境が保全され、平和、人権、社会的公正が尊重される社会こそ、真の意味における「持続可能な社会」(sustainable society) なのである⁽⁵⁶⁾。

日本では「世界遺産教育」はいまだ市民権を得ていない。だが、ユネスコはユネスコ・スクール・ネットワーク (Associated School Projects Network、以下「ASP ネット」と略記) を通して、世界遺産の価値を内面化する教育を世界の教育現場に向かって提唱している⁽⁵⁷⁾。

ユネスコ・スクールは、1953年ASP ネットとして、ユネスコ憲章⁽⁵⁸⁾に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体として発足した。設立当時、15加盟国33機関であった加盟校は、現在180ヶ国約9000校に増加している。日本からは、2012年10月現在、519校の幼稚園、小・中・高等学校及び教員養成学校が参加している。ASP ネットには、就学前教育から教員養成大学までの学校が参加して、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発を目指し、各加盟校で独自の取り組みをおこなうとともに、その教育活動について他の加盟校との協力・交流をはかっている。

1994年に世界遺産教育プロジェクトが始動して以来、すでに20年近くの歳月が経過しているが、そのような動向は日本の教育現場には伝わらず、世界遺産教育への取り組みはほとんどおこなわれていないのが現状である。その最大の理由として、日本のユネスコ・スクールへの加盟校が極めて少ないことが挙げられる。さらに日本のユネスコ・スクール加盟は2004年になってからのことであり、ユネスコの前事務局長(松浦晃一郎)を輩出した国として、教育実践を通してのユネスコへの貢献は不十分であると言わざるを得ない。

田淵は、世界遺産教育を日本の教育現場で推進するために地元の奈良市教育委員会に働きかけて、世界遺産教育を実践する態勢を構築したいと考えた。そ

の窓口になったのが、当時奈良市教育委員会学校教育課指導主事の中澤であった。中澤は、従来からおこなわれていた奈良市教育委員会の世界遺産学習に、ユネスコが提唱するESDの精神を吹き込みたいと考え、奈良市教育委員会への組織対応を働きかけたのである。

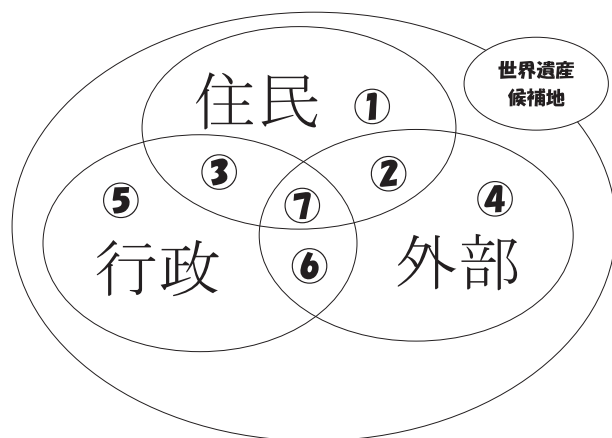
世界遺産は人口に膾炙しているが、その名前ばかりがひとり歩きをし、世界遺産についての理解が不十分なまま今日に至っている。世界遺産が脚光を浴びている現今、世界遺産教育の必要性は従来にも増して高まっているといえよう。

第2章 日本における世界遺産登録運動をめぐる諸問題

第1節 国内世界遺産登録の変遷

世界遺産登録運動を中心とした詳細な研究は、管見の限りでは存在しない。ここでは、世界遺産登録運動を端的に「世界遺産登録をめざし、行動していること」と定義し、わが国における世界遺産登録運動を一瞥してみたい。

日本が1992年に世界遺産条約に批准して以来、全国各地でさまざまな形で世界遺産登録運動が展開されてきた。世界遺産登録運動には、大別すると三つの流れがある。一つは地域住民が主体となって起こす動き（団体も含む）、二つは世界遺産候補地とは直接的に関係のない外部の市民（団体も含む）の動き、三つは行政が主導しておこなう動きである（【図2-1】および【表2-1】参照）。



【図2-1】 世界遺産登録運動の関係図

【表2-1】世界遺産登録運動関係説明表

	状態
①	住民のみが世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 世界遺産条約に批准する前後は住民中心の活動が多かった。 2006年の自治体公募以降は、住民が盛り上がっている状態か、あるいは、住民の意見に行政が耳を貸さない状態が考えられる。
②	外部のみが世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 外部が動くということは、住民と行政の間に対立が生じている場合や、世界遺産候補地としての価値が認められている場合が考えられる。
③	行政のみが世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 トップダウンで住民が振り回されるか、あるいは住民が全く関与したがるか かのいずれかである。
④	住民と外部が共同で世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 この場合は、世界遺産としての価値を調査していたり、あるいは行政との間に対立が生じたりしている場合がある。
⑤	住民と行政が共同で世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 世界遺産登録運動としての関係としては良好である。しかし、世界遺産としての価値が証明できていない場合がある。
⑥	行政と外部が共同で世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 ②と同様であるが、住民との間に対立が生じている可能性がある。
⑦	三者が一緒になって世界遺産に登録しようと行動をおこしている状態。 世界遺産登録運動としては一番良好なかたちである。

現在、わが国において、世界遺産登録運動と言われている動きは約50件存在している⁽⁵⁹⁾。

世界遺産登録のプロセスは既に第1章で述べたとおり、日本においては国内委員会で決定されたもののみが、世界遺産委員会へと推薦される。そのようなプロセスを考えるのであれば、都道府県や市町村などの地方公共団体がおこなっている、世界遺産登録へ向けての動きが「世界遺産登録運動」ということになる。

古田陽久によれば、日本での世界遺産登録運動のさきがけは広島県の「原爆ドーム」と静岡県と山梨県にまたがる「富士山」である。

「原爆ドーム」は当初、日本の暫定リストに登録されていなかったが、地元の民間団体が立ち上がり、広島市民をはじめとする全国165万人の国会請願署名をあつめるなど積極的な活動をおこなった。また、文化財保護法の史跡指定基準を改正させて、1995年に国の史跡に指定、その年に暫定リスト入りをはたし、翌1996年に世界遺産に登録されたという経緯がある。

また、富士山の世界遺産登録運動については、1992年に日本が世界遺産条約に批准した頃に、地元の熱心な住民や自然保護団体を中心に「富士山を世界遺産（世界自然遺産）とする連絡協議会」が組成され、全国から246万人もの署名を得て、1994年には「富士山の世界遺産リストへの登録に関する請願」として国会請願の段階にまで達していた。

しかし、1995年に開催された「富士山国際フォーラム」において、ユネスコ世界遺産センターの関係者から「富士山の世界遺産化については、ごみやし尿など環境保全の対策に問題がある」との指摘もあり、結果的に富士山を世界遺産にする旨の政府推薦は、その時点ではなされなかったのである⁽⁶⁰⁾。

このように、1992年の世界遺産条約締約以来、初期段階においては民間主導の世界遺産登録運動が非常に活発であったが、2000年以降、その形態にも変化が生じた。つまり、都道府県や市町村などの行政主導の世界遺産登録運動が多くなってきたのである。具体的には群馬県の「富岡製糸場」を中心とした遺産群の運動をはじめ、福井県小浜市の「神仏習合」に関する景観や奈良県明日香村の高松塚古墳、あるいはキトラ古墳などの文化遺産、大阪府の「百舌鳥・古市古墳群」など枚挙に暇がない。

また、経済団体が主導している動きもある。たとえば、石川県の金沢経済同友会は、「石川県に世界遺産を」をコンセプトに城下町金沢を中心とした世界遺産登録を目指している。

さらに、行政と民間が一緒になって取り組んでいる例もある。長野県松本市にある松本城は、信濃毎日新聞社と松本市などが協力して「松本城を世界遺産に」というスローガンを掲げ、さまざまな取り組みをおこなっている。

このように全国各地で展開されている世界遺産登録運動であるが、それぞれの取り組みには温度差もあり、そのねらいや思惑もさまざまである。その最たるものは、観光客の誘致とそれに伴う経済効果であろう。しかし、世界遺産の

本来の目的が、国際協力を通じて遺産を保護し、それを将来にわたって保存、継承していくことにあること忘れてはならない。もっとも、世界遺産登録を目指して調査・研究がおこなわれることは決して無駄なことではない。それがきっかけで文化行政が活性化し、地域の文化や自然を大切にしようという機運が高まることもある。と同時に、住民が地域資産の価値を確認ないしは再認識することにもつながる。それゆえ、最終的に「登録」に至らないまでも、そのプロセスを経ることは、それなりに十分価値のあることといえよう。

第2節 行政主導による世界遺産登録運動の中止

2-2-1 山形県における世界遺産登録運動

行政が主導しておこなった世界遺産登録運動の一例として、山形県における世界遺産登録運動を挙げることができる。同県における世界遺産登録運動は、2009年になって、世界遺産登録に向けてかじ取りをしていた行政側が正式に世界遺産登録を断念するという事態になった。その経過については佐滝剛弘が簡潔に述べている。佐滝によれば、2009年6月、その年の1月に現職を破って山形県知事に当選した吉村美栄子氏は、一連の世界遺産登録事業を正式に断念することを伝えた。もともと、この「最上川の文化的景観－舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地－」の登録運動は、二代前の高橋和雄氏の時代にはじまり、前知事の斎藤弘氏が強力に推し進めた事業であるが、2009年1月の県知事選挙では、この登録事業も争点のひとつとなり、反対を表明した吉村候補が当選した。吉村氏は当初の公約どおり、その中止を決定した⁽⁶¹⁾。

この物件は「舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地」という副題がつけられているとおり、江戸期から米や紅花を運んだ最上川を主流とする「舟の道」を登録しようというものであった。河川を主軸とする文化的景観は、他の地域には類を見ない資産であるということで、当初文化庁から後述する「カテゴリーI a」、つまり『顕著な普遍的価値がある』と考えられるが、それを確実に証明するためのさらなる比較研究が必要である、というわりと好意的な評価を得ていた。それが、行政の長が交代したことで、一転、中止と相成ったのである⁽⁶²⁾。

佐滝は、それまで強気な姿勢で市町村をリードしてきた県の手のひらを返したような対応に、「世界遺産は非現実的だと内心誰もが思っていたが、口に出

せなかった」「完全に県に振り回された」などの声が上がっていたことも確かである⁽⁶³⁾、と率直に述べている。

その後、山形県のホームページには、正式に「世界遺産登録推進事業の中止について」という告知が掲載された⁽⁶⁴⁾。その中で、中止の理由として、近年の世界遺産登録の厳格化および県内の行政の長の意見を挙げている。山形県のホームページによれば、「県内全市町村長へのアンケート調査に加え、共同提案市町村に直接出向いて御意見をお伺いしたところ、登録推進事業を引き続き推進すべきという市町村長は35名中6名と少数でした。県民の皆様から県に寄せられた御意見にも、登録推進事業を中止すべきというものが多いありました⁽⁶⁵⁾」とのこと、市町村長のみならず、県民の間にも反対意見がかなりあったことが窺える。

山形県における世界遺産登録運動中止に関しては、明快な結論が出たため、わかりやすい構図になっているが、佐滝によれば、世界遺産登録運動が政争の具に使われ、地域住民の意を十分汲まないうまま、半ば強引に行政主導で世界遺産登録運動をおこなってきた例は、一つや二つではないという⁽⁶⁶⁾。

山形県の世界遺産登録運動について直接的に言及した論文は存在しないが、岩鼻通明が山形県の世界遺産登録運動に関する一連の流れを簡略化して説明している⁽⁶⁷⁾。

岩鼻の論文は、吉村美栄子山形県知事が就任し、世界遺産登録運動中止を打ち出す前のものである。しかし、知事が就任後早くから登録運動の見直しに言及したことに触れ、「マニフェストにもなかったために、真意が不明なところは残されているが、たとえば、従来の運動がトップダウンであったという批判は県民の間に散見するようである⁽⁶⁸⁾」と述べ、さらに「より多くの県民の声を聴くべきであったことは事実であろうが、その一方で、世界遺産登録時の規制に関して、祭礼などが実施できなくなるなどの誤解もみられるようであり、そのような誤解を解くためにも、県や市町村は、もっと住民との対話の場を設定すべき⁽⁶⁹⁾」であったと語っている。

さらに、岩鼻は自身が出席したシンポジウムについて、住民から寄せられた意見は、「とりわけ最上川のダムをめぐる問題⁽⁷⁰⁾」であり、「この問題は文化財指定をめぐつても、最上川を管轄する国土交通省との調整が重要な課題となり、

世界遺産登録を目指すうえでも、同様に重要な課題⁽⁷¹⁾であることを指摘し、「ユネスコのイコモス委員会による現地視察が実施され、様々の意見表明や勧告がなされるのであるが、その場合に最上川本流に存在するダムは、どのように評価されるのであろうか⁽⁷²⁾と疑問を投げかけている。

そして、これらのことを踏まえ「このような課題を考慮すれば、現在の行政システムそのものを大きく改善しなければ、最上川の世界遺産登録の実現は困難かもしれない。日本という国においては、まさに百年の計となる問題かもしれない⁽⁷³⁾としながらも、「山形県が文化財行政に積極的な方向性をみせたことをとりあえず評価⁽⁷⁴⁾している。

周知のように、最終的には、山形県は世界遺産登録を断念した。その当否はここでは問わないが、山形県の世界遺産登録運動は、「世界遺産教育」の観点からみれば、公的分野の大きな柱である「地域社会」を考える格好の素材を提供してくれるものと思われる。同県の世界遺産登録をめぐる問題は、文字通り、物件を抱える「地域社会」の全般に関わる課題を内包しているからである。

さらに言えば、文化的景観、環境保全、地域振興、観光振興、行政主導などといった諸問題は、歴史的分野・地理的分野・公的分野という3分野、つまり中学校社会科全体にまたがる問題であり、山形県の世界遺産登録運動は社会科学学習のあり方を考えるうえでも、貴重な事例となるであろう。

2-2-2 文化庁における世界遺産の自治体公募

既述のように、文化庁は2006年からそれまでの国（文化庁）主導の選定に代えて、文化遺産については各都道府県から推薦を募る自治体公募を開始した。その目的は、日本国内における暫定リストを整備し、記載物件を増やすことにあった。そのため、暫定リストに記載される可能性の高い順番に、カテゴリーⅠ(aとb)、カテゴリーⅡの分類をおこなっている。

文化庁ではカテゴリーⅠを次のように定義している。「我が国の世界遺産暫定一覧表には未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十全なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれるため、世界遺産暫定一覧表記載には至らないと評価されるものである。これらの文化資産

については、地方公共団体において取り組みを進め、作業が相当程度に進展した場合は、その段階で本委員会において改めて調査・審議をおこない、顕著な普遍的価値を証明できる可能性が高いと評価されたものについては、世界遺産暫定一覧表への記載について検討することが望ましい。今後、本資料に示された課題等を踏まえた作業を進めることが必要である」⁽⁷⁵⁾。

さらに、カテゴリーⅠを「Ⅰa」と「Ⅰb」の二つに分け、「カテゴリーⅠa」に属するものは、「提案書の基本的主題を基に、提案地方公共団体が準備を進めるべきもの」⁽⁷⁶⁾、「カテゴリーⅠb」に属するものは、「提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分におこない、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により準備を進めるべきもの」⁽⁷⁷⁾とした。

カテゴリーⅡについては、次のように規定している。「今回の提案内容をもとに世界遺産を目指す限りにおいては、現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいため、主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要と考えられる資産である。そこで、これらの文化資産については、当面は、文化財の適切な保存・活用の視点を踏まえつつ、まちづくりや地域づくりに総合的に活かしていくための取り組みを進めることが望ましい。今後、引き続き世界遺産を目指す場合には、イコモスや世界遺産委員会における審査の動向や我が国の世界遺産暫定一覧表記載資産の世界遺産一覧表への推薦・記載の状況等を注視しつつ、必要に応じて、本委員会においてこれらの文化資産の取扱いについて検討していくこととする」⁽⁷⁸⁾。

以上にみられるように、端的に言えば、カテゴリーⅠは、わが国の世界遺産暫定リストには類似のものがなく、世界遺産登録の可能性のある物件である。それに対して、カテゴリーⅡは、現状のままでは登録はきわめて難しいものである。いずれにせよ、両カテゴリーに分類されているものは暫定リストに記載するか否か、継続審議の対象となっている物件といえる。

応募物件1件の中にも複数の地方自治体が関係しているケースが多いので、現在、応募している自治体は百以上にのぼっている。自治体公募が始まってから、これまで多くの自治体が「世界遺産候補」に応募しているが、文化庁が認

定する暫定リストに入るだけでも、多くの年月と多額の経費がかかることを忘れてはならない。しかも、暫定リストに記載されたからといって、必ずしもユネスコの世界遺産に申請されるとは限らないのである。

第3章 学習指導要領および中学校社会科教科書の分析

第1節 学習指導要領における世界遺産の取扱い

本章第1節では、学校教育において世界遺産がどのように取り扱われているのかを学習指導要領を通してみていくこととする。

平成20年版「中学校学習指導要領・社会」では、「世界遺産」という直接的な文言は含まれていないが、「文化遺産」の文言を含む記述が歴史的分野の目標(2)に明記されている（【表3-1】参照）。

【表3-1】平成20年版中学校学習指導要領社会・歴史的分野の目標⁽⁷⁹⁾

(2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。

(下線および太字、筆者)

また同解説には以下のように述べられている（【表3-2】参照）。

【表3-2】平成20年版中学校学習指導要領社会・歴史的分野の解説⁽⁸⁰⁾

歴史を具体的に理解させるためには、歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や各時代の特色を表す文化遺産を取り上げることが大切である・・・(中略)・・・文化遺産の学習については、それぞれの地域的特質と関連付けながら、身近な生活とかかわる文化遺産を取り上げ、抽象的・概念的にならないように留意しながら、風土的条件と文化的伝統及び現在とのかかわりに目を向け、その価値を考えさせてそれらを尊重する態度を育成することが求められる。

(下線および太字、筆者)

歴史的分野における「文化遺産」の記述は、「身近な生活とかかわる文化遺産」というように、その意味が広く一見方によっては曖昧に一捉えられているため、この文言には世界遺産（文化遺産）に登録されているものも含まれると

考えられる。しかし、中学校社会科での「文化遺産」の記述は、この1箇所のみである。歴史的分野における文化遺産の学習については、昭和52年版以降、歴史上の人物と対になって取り扱うことが明記されている⁽⁸¹⁾。

比較のために、児童・生徒の発達段階をさかのぼり、平成20年版「小学校学習指導要領・社会」をみてみると、次のようになる（【表3-3】参照）。

【表3-3】平成20年版小学校学習指導要領社会・

第6学年の目標・内容・内容の取扱い⁽⁸²⁾

(1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた <u>文化遺産</u> について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。 <p style="text-align: right;">（下線および太字、筆者）</p>
(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な <u>文化遺産</u> を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。 <p style="text-align: right;">（下線および太字、筆者）</p>
ア 児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や <u>文化遺産</u> の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。その際、ケの指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。 <p style="text-align: right;">（下線および太字、筆者）</p>
オ アからケまでについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち <u>世界文化遺産</u> に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な <u>文化遺産</u> を通して学習できるように配慮すること。 <p style="text-align: right;">（下線および太字、筆者）</p>

このように小学校においては、「内容の取扱い」に具体的な例として「世界文化遺産」が明記されている。また、小学校の学習は上記のように「文化遺産を通して」歴史学習をおこなうことが記されている。小学校において、より具体的なものを通して学習をおこなうよう指示されているのは、発達段階等に配慮したものといえよう。加えて、小学校では歴史学習が通史ではなく、いわゆる断代史的に取り扱われているので、児童の興味・関心をひくには具体的なものが必要であるといえる。

次に、高等学校の記述を確認してみる（【表3-4】参照）。

【表3-4】平成21年版高等学校学習指導要領地理歴史・内容の取扱い⁽⁸³⁾

世界史Aおよび世界史B イ 年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、 <u>文化遺産</u> 、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。 (下線および太字、筆者)
日本史Aおよび日本史B ウ 年表、地図その他の資料を一層活用させるとともに、 <u>地域の文化遺産</u> 、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫すること。 (下線および太字、筆者)

高等学校では、地理歴史科の世界史および日本史において、ほぼ同様の記述がみられるが、日本史においては、「地域の文化遺産」というように範囲がより限定的となっている。

このように「文化遺産」という概念は、学習指導要領では小学校から高等学校まで共通してみられる。しかし、直接的に世界遺産を明記しているのは、小学校学習指導要領の「内容の取扱い」のみであった。さらに、共通して明記されている「文化遺産」も、小学校から高等学校まですべて歴史的な教科・領域における学習にとどまっている。

学習指導要領の記述においては、文化遺産はあくまでも歴史学習のツールであり、それ自体を学ぶものではない。しかし、世界遺産は政治的な問題も含めさまざまな問題・課題を内包しているため、「世界遺産で学ぶ」あるいは「世界遺産を学ぶ」という、方法と目的の双方が重要になってくるのである。

以上をまとめると、学習指導要領での取扱いの問題点として、次の3点を挙げる事が出来る。すなわち、世界遺産を包摂すると考えられる「文化遺産」は、①歴史的な教科・領域のみの記述に終始している、②学習指導要領において明確な位置づけがなされていない、③体系づけられた記述になっておらず、学習の系統性・連続性がみられない。

周知のように、世界遺産には文化遺産のみならず、自然遺産もある。また、文化遺産は歴史的分野のみならず、地理的分野や公民的分野においても学習することが可能であると考えられる。

第2節 中学校社会科教科書の分析

本節では、中学校社会科の3分野、すなわち地理的分野、歴史的分野、公民的分野の教科書において、どの単元、どの項目で世界遺産を扱うことが可能か、という観点から社会科教科書を分析してみたい。

3-2-1 分析に用いた教科書

中学校社会科の教科書分析では、以下の教科書を用いた。なお、教科書分析については、3分野間の関連をはかるために、3分野すべてにおいて教科書を出版している4社（東京書籍、帝国書院、教育出版、日本文教出版）を対象とした。

地理的分野

- 東京書籍 五味文彦、ほか46名『新しい社会 地理』平成17年3月検定済。
- 帝国書院 中村和郎、ほか12名『社会科 中学生の地理 世界のなかの日本』平成17年3月検定済。
- 教育出版 竹内啓一、ほか39名『中学社会 地理 地域にまなぶ』平成17年3月検定済。
- 日本文教出版 山本正三、ほか10名『中学生の社会科 地理 世界と日本の国土』平成17年3月検定済。

歴史的分野

- 東京書籍 五味文彦、ほか46名『新しい社会 歴史』平成17年3月検定済。
- 帝国書院 黒田日出男、ほか7名『社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き』平成17年3月検定済。
- 教育出版 笹山晴生、ほか40名『中学社会 歴史 未来をみつめて』平成17年3月検定済。
- 日本文教出版 大濱徹也、ほか9名『中学生の社会科 歴史 日本の歩みと世界』平成17年3月検定済。

公民的分野

- 東京書籍 五味文彦、ほか46名『新しい社会 公民』平成17年3月検定済。
- 帝国書院 谷本美彦、ほか9名『社会科 中学生の公民 地球市民をめざして』平成17年3月検定済。
- 教育出版 阿部齊、ほか39名『中学社会 公民 ともに生きる』平成17年3月検定済。
- 日本文教出版 伊東光晴、ほか11名『中学生の社会科 公民 現代の社会』平成17年3月検定済。

3-2-2 分析の視点

ここでは、分析の視点を提示する。中学校社会科の教科書を分析するにあたり、参考になるのは古田陽久の視点である⁽⁸⁴⁾。

古田は、世界遺産の活用のあり方として教育、観光、地域づくり・まちづくりが重要であると主張する⁽⁸⁵⁾。なかでも世界遺産教育が大切であり、これらを担う教育者の育成が大きな課題であるとしている⁽⁸⁶⁾。古田はまた同論文において、世界遺産を取り巻く危険と脅威として、それらを自然災害と人為災害に分類したうえで、数多くの危機を列挙している⁽⁸⁷⁾。

世界遺産を「多面的・多角的」に捉えるには、古田の視点が重要かつ有効であると判断し、次節では古田の視点を援用した中学校社会科教科書の分析を試みる。

3-2-3 分析結果とその考察

本節では、東京書籍の教科書分析結果を以下の【表3-5】、【表3-6】、【表3-7】に示す。なお、全ての教科書の分析結果については資料編「資料1 中学校社会科教科書分析表」を参照されたい。

【表3-5】 古田の視点を援用した教科書の分析表①⁽⁸⁸⁾

分野	単元名	小項目	少子化	高齢化	不況	財政難	観光地化	修復材料不足	技術者不足	後継者難	過疎化	
地理	都道府県の調査	情報収集 67頁					●	●	●	●		
		工業 70-71頁						●	●	●		
	世界の国々の調査	文化 122-123頁					●					
	さまざまな面から見た日本	地形 138-139頁						●				
		伝統文化 160-161頁						●	●	●		
		生活文化 162-163頁						●				
		人口、人口問題 170-171頁	◎	●								
		過疎問題 176-177頁		◎				●			●	●
		林業・漁業 188-189頁		◎							●	◎
		商業・サービス業 192-193頁			●						○	
人々に見る世界と日本の結びつき 200-201頁							●					
さまざまな視点から見た日本	関連づけて見た各地のようす 210-213頁										●	
歴史	現代の日本と世界	高度経済成長のなかの日本 210-211頁										●
		現代の日本と世界 212-213頁			◎							
公民	人間の尊重と日本国憲法	豊かに生きる－社会権 52-53頁		●								
		現代の民主政治と社会	わたしたちと地方自治 90-91頁		●		●					
	市町村合併と地域づくり 94頁					●						
	わたしたちと日本の政治 98-99頁			◎								
	わたしたちの暮らしと経済	財政のはたらき 126-127頁			◎	●						
	地球社会とわたしたち	市民が支える環境運動 148頁						●				
人口・食料問題 150-151頁		●	●									

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

【表3-6】 古田の視点を援用した教科書の分析表②

分野	単元名	小項目	風化	砂漠化	酸性雨	オゾン層の破壊	地球温暖化	地震	津波	噴火	干ばつ	浸食	洪水・水害
地理	世界の国々の調査	環境問題 115頁		○	○								●
	さまざまな面から見た日本	世界の地形のようす 138-139頁	○					○		○		○	
		自然災害とその対策 150-151頁						○	○	●			○
公民	人間の尊重と日本国憲法	社会の発展と新しい人権 56-57頁				○	○						
	地域社会とわたしたち	地域環境を考える 144-147頁		○	○		○				○		○

本文に直接記述がある○ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

【表3-7】 古田の視点を援用した教科書の分析表③

分野	単元	小項目	海洋環境の劣化	有害廃棄物の越境移動	生物多様性の減少	森林の減少・劣化	森林伐採	開発	ごみ	難民	戦争	内戦	紛争	
地理	都道府県の調査	地域の自然を生かした生活 68-69頁						●						
	世界の国々の調査	広がる環境問題 115頁			●			●						
		国境をこえた国や地域のつながり 136頁							●					
	さまざまな面から見た日本	世界の人口分布とその推移 168-169頁									○			
		過疎の問題とその取り組み 176-177頁							●					
		日本におけるエネルギー問題 182-183頁							●					
世界的に見た産業 184-185頁				●	●									

		日本の林業・漁業 188-189頁									●												
歴 史	現代の日本と世界	現代の日本と世界 212-213頁																				◎	
		これからの日本と世界 214-215頁																					●
公 民	人間の尊重と日本国憲法	日本の平和主義 40-41頁																				●	
		国際社会と人権 58-59頁																				◎	
	現代の民主政治と社会	わたしたちと地方自治 90-91頁												●									
		わたしたちと日本の政治 98-99頁												●									
	わたしたちの暮らしと経済	財政のはたらき 126-127頁											●										
		公害の防止と環境保全 130-131頁																				◎	
	地球社会とわたしたち	地球環境を考える 144-147頁			●	●	◎																
		世界の子どもの問題 152-153頁																				○	◎
国際連合のしくみとはたらき 158-159頁																						◎	●
新しい戦争—テロリズム、地域紛争— 162-163頁																						◎	●

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

【表3-5】をみると、公民的分野において学習する項目が、地理的分野や歴史的分野にも表れてきていることがわかる。たとえば、少子化、高齢化、過疎化といった人口やその構成に関するものが三分野において表れている。地理的分野では、人口の特色を捉える項目等、少子化・高齢化の学習の基礎となる部分である。歴史的分野においては、現代社会についての項目であり、公民的分野で最初に学習する項目とつながる。公民的分野においては、歴史的分野からのつながりの部分で取り上げられ、社会保障や納税に関わること、地方自治に関わることも表れており、わたしたちのより身近な問題に迫ってきている。

【表3-6】および【表3-7】の分析結果をみると、特徴的なものは二つに大別される。

一つは、「砂漠化・酸性雨・オゾン層の破壊・地球温暖化」である。これらの問題は、地球規模、国境を越えた災害であり、一瞬で被害に遭うという類いのものではない。いわば人類が負の積み重ねをおこなってきた結果、徐々に世界遺産にも影響が及ぶようになったのである。

二つは、「地震・津波・噴火・洪水」である。これらは前述のものとは異なり、全世界的規模でおこるものではなく、程度の差はあれ、地域レベルでおこる災害であり、一瞬で被害をこうむってしまうものである。

ここから導き出されるのは、「保護・保存・保全」というキーワードである。世界遺産は、長期的な災害に、どのように対処し、どのように保存等をおこなっていくのか、あるいは短期的、一瞬の災害にどのような対策を講ずるのか、という視点から比較できる。これらのことは、世界遺産全体の保存計画の中でも重要な位置を占めている。

さらに【表3-7】の人為災害について特徴的なのは、「戦争・紛争、難民、ごみ問題」である。現代の戦争・紛争や難民の問題は、当該地域だけで解決できるようなものはまれであり、国境を越えたグローバルな問題であるという認識を持つことが必要である。また、ごみ問題については、法律等である程度規制を加えることができる。

いうまでもなく、戦争・紛争は争いごとであり、それを地域レベルでみると、住民と行政との対立という置き換えもできる。また、「難民」というキーワードを世界遺産に当てはめてみれば、世界遺産に登録されたことによって「従来の生活が維持できなくなった人」という読み替えも可能である。世界遺産に登録されることが果たしてよいことなのかどうか、この点についてもさまざまな問題が露呈している。

以上、教科書分析から明らかとなったことをまとめると、次の二つのことが指摘できる。

一つは、世界遺産が地理的分野、歴史的分野、公民的分野の3分野、つまり中学校社会科全体を通して扱うことが可能であるということである。古田の視点は、世界遺産を取り巻く課題や問題について示したものであるが、世界遺産を学習していくうえでは有効かつ重要な視点である。

二つは、中学校社会科との関連を考えた場合、世界遺産の教材開発は公民的

分野の地方自治単位でおこなうことが妥当であるということである。これは当該分野の地域学習の一部として地方自治の単位がもうけられているからであり、現実の問題として、世界遺産の登録には地域住民はもとより行政の力が不可欠だからである。また、先行研究においては地理的分野や歴史的分野での実践はおこなわれているが、公民的分野における実践は、管見の限りではほとんどなされていない。さらに、これらの実践は分野ごとにおこなわれ、3分野の関連が図られていないことが課題として挙げられる。

したがって、公民的分野全体の流れを考えた場合、前半部分の少子化や高齢化等の事実を受けて、地方自治の学習では既習事項を自分の身近な地域で考えることができる。さらに、これら地方自治の学習は、公民的分野後半の単位である国際社会の学習の素地となりうるのではないかと考える。逆に、世界の実態を踏まえて、ひるがえって自分たちの身近な地域ではどうなのか、ということを考えさせることも可能であろう。

3分野全体を俯瞰すると、地理的分野、歴史的分野において「現在」、「過去」を学習し、公民的分野でそれをさらに深め、そのうえで「未来」を考えていくという流れを想定することができる。地方自治の学習は、社会科の目標である社会認識の育成および公民的資質の育成が問われる単位ではないかと思われる。なお、これに関連して、平成24年度からの新課程版教科書記述については、巻末の「資料2 中学校社会科公民的分野の教科書記述」を参照されたい。

第3節 社会科教育の現状分析からみた教材化の視点

世界遺産に登録されるには、既述のように、国が世界遺産条約に締結していること、さらに当該物件が国の法律で確実に保護されていることが前提条件となる。たとえば、文化遺産の場合、遺跡や建造物跡地などの「史跡」、庭園の「特別名勝」、仏像や建造物などの「国宝」に、また自然遺産の場合は、「国立公園」や都道府県が指定する「自然環境保全地区」などにそれぞれ指定されていることが必要である。

万が一、法的な保護がなされていない場合には、新たに法令を施行する必要がある。たとえば、既述のように、広島原爆ドームは世界遺産に申請するにあたり、文化財としては無指定であったため、文部省（当時）は急遽、

1995年に史跡名勝天然記念物指定基準を改定して「史跡」に指定し、翌年の登録に備えた。こうして、原爆ドームは1996年、世界遺産（いわゆる「負の遺産」）に登録されたのである。

いずれにせよ、世界遺産に値するような物件は、まずもって当該地域のかげがえのない文化財であり自然遺産なのである。ここから、社会科教育における「地域学習の視点」が必要となってくる。これに関連して、朝倉隆太郎は社会科教育における地域学習の意義について、以下の四つを挙げている⁽⁸⁹⁾。

- (1) 地域は社会事象を意味づける場である。
- (2) 地域は社会生活の原則を発見させる場である。
- (3) 地域は社会の発展を願う気持ちを養う場である。
- (4) 地域は社会科の学習能力を育成する場である。

(1)については、「社会科では社会事象の持つ社会的意味や本質を追究することが重要であり、社会事象の持つ意味や本質がわかるということは、なんらかの意味で全体と部分との関係、社会と個人との関係が認識できることである」⁽⁹⁰⁾と述べている。

(2)については、「地理学・歴史学・政治学・経済学・社会学・民俗学・文化人類学等、社会科で支えている諸科学がこれまで積み上げてきた原理・法則等を、地域の具体的事象の学習を通して発見させるところに地域学習の醍醐味がある」⁽⁹¹⁾とし、「地域に見られる地方的特殊性の背後に潜む一般共通性の発見が極めて重要であり、地域学習は科学的裏付けを必要とする」⁽⁹²⁾と説明している。

(3)については、「現在居住している地域が、たとえどんな困難な問題を抱えていようとも、それを克服し地域の発展を願う気持ちを養うことこそが、社会科教育の本質である」⁽⁹³⁾と述べている。愛郷心、換言すれば、地域に固有の価値を認めることは重要である。

(4)については、地域の課題を解決するためには、そのために必要な数々の学習能力が必要になる。地域学習は、「観察力や資料活用能力、思考・判断力等、社会科の学習能力の基礎を育成する場である」⁽⁹⁴⁾としている。

また、佐島群已は地域学習について、「学ぶ素材を児童・生徒に豊富に提供し、体験的学習を進める機会を容易に与えてくれる、そしてそこで学んだこと

が一生忘れずに定着し、一つの力となると同時に社会科における基本概念を習得させてくれる点で極めて有効な学習である」⁽⁹⁵⁾と言う。地域をみつめることがその地域の課題に気づき、かつ地域の洞察・理解につながる。そのことは、ひいては児童・生徒の心の中に「『郷土愛』『地域への所属意識』『地域への共通感覚』をもたらす市民性の啓発を深めることになる」⁽⁹⁶⁾と述べている。

さらに高山次嘉は、「地域を学ぶ」、「地域で学ぶ」、「地域において学ぶ」ことの大切さを説き、「“地域を” —地域について教える、地域を認識内容とすること、“地域で” —地域を通して教える、地域を認識形成の媒体とすることも大切ではあるが、生活主体の形成・地域住民の主体化にはそのうえさらに、“地域において” —地域の生活主体として学ぶ、地域を認識の拠点とすることが必要である」⁽⁹⁷⁾と言う。

丹羽強が指摘している⁽⁹⁸⁾ように、地域の現状には、成果もあれば課題もある。たとえその課題が困難を極めるものであったとしても、諸々の課題を学習の中で取り上げ、実際にその課題を児童・生徒の目で確かめることによって、解決策の探究につながるのである。

世界遺産を教材として用いることにより、グローバルな視点からローカルに落とし込むことで、自分たちの地域を見つめ直し、自分たちの地域のことを考えることも可能となろう。「地域は世界につながっており、同時にまた、世界の縮図を地域に見ることもできる」⁽⁹⁹⁾のである。それは他方で、異文化理解にもつながる。

地域学習を「地域を学ぶ、地域で学ぶ、地域について学ぶ」という意味に捉えると、中学校社会科の3分野どれにも「地域学習」が存在している。地理的分野においては、「諸地域学習」であり、歴史的分野においては「地域史・地方史学習」であり、公民的分野においては「地方自治学習」である。現在の中学校社会科は、地理的分野と歴史的分野を学習しながら、そのうえに公民的分野の学習をするという、いわゆる「 π 型学習」の形態になっている。地理的分野と歴史的分野の関連を深めながら、さらにそのつながりをいかして公民的分野の学習をおこなうという学習形態である。その形態に則して考えていけば、地理的分野における諸地域学習と歴史的分野における地域史・地方史学習を学習したうえに、公民的分野の地方自治の学習が成り立つようになっている。

それゆえ、これらの学習は、より一層関連づけていく必要がある。

世界遺産は、登録それ自体が目的化しているケースが多くみられる。だが、世界遺産に登録されることは、文化や自然を保護・保存していくためのスタートに過ぎない。世界遺産の登録に至るまでの過程には、さまざまな問題や課題が立ちはだかっている。その問題や課題は、表面化しているものもあれば、そうでないものもある。その双方を俎上に載せ、考えていくことが重要である。世界遺産にひそむ問題や課題について考えることは、とどのつまり「地域」について考えることなのである。

「地域」以外にも、キーワードとなり得るものがある。その一つが、「保存（保全・修復・改修・調査等も含む）」である。この「保存」の視点は、「開発」や「観光」といったキーワードの対概念として、世界遺産を考える場合には特に重要である。さらに、もう一つのキーワードは「社会参画」である。これは平成20年版「中学校学習指導要領・社会」改訂の重要事項として取り入れられたものである。地方自治単元で教材開発を考えていく場合、「社会参画」の視点は外せない。自分たちのまちを誇りに思い、積極的・主体的に社会に参画し、その発展に寄与する姿勢を涵養する。この視点も教材開発に求められているのである。

むすびにかえて

本稿では、世界遺産を活用した教材を開発するための基礎的作業として、世界遺産の概要をとらえ、わが国における世界遺産登録のプロセスを概観し、そのうえで学習指導要領及び教科書を分析し、世界遺産の教材化の可能性をさぐってみた。その結果を要約し、明らかになった問題点ないしは課題を挙げれば、次のようになろう。

第1章では、まず、世界遺産について概観した。世界遺産をめぐる問題は多岐にわたるが、現在では世界遺産の多様化に伴い、遺産登録数の増加が大きな問題になっている。その結果、登録数の抑制、審査の厳格化傾向にある。他方で、世界遺産の過度な観光地化への懸念は払拭されないままであり、自然災害に加えて人為災害も深刻化している。

世界遺産に関する学習についていえば、ユネスコが1994年に世界遺産教育プロジェクトをスタートさせたものの、日本の教育現場ではほとんど周知されておらず、いまだ世界遺産教育は市民権を得ていない。それゆえ、「世界遺産で教える」実践がきわめて少ないことが明らかである。世界遺産教育の啓蒙・実践は今後の大きな課題といえよう。

第2章では、わが国における世界遺産登録運動をめぐる諸問題について検討した。そこでは世界遺産登録運動を①住民主導、②外部関係者主導、③行政主導の三つに分類し、その問題点として、登録運動が行政主導でトップダウン的におこなわれ、事実上、住民がほとんど関与せずに運動が進められていったケースもあることを指摘した。これに関連して、公募制の導入が地方自治体の世界遺産登録運動に拍車をかけ、登録運動の過熱化を招いたことも否定できない。

第3章では、学習指導要領の分析から、世界遺産を包摂すると考えられる文化遺産の記述については、①歴史的な教科・領域のみの記述に終始している、②明確な位置づけがなされていない、③体系づけられた記述になっておらず、学習の系統性・連続性がみられないという3つの問題点が明らかになった。

さらに、世界遺産は中学校社会科教科書のどの単元で扱うことが可能であるかをさぐってみた。その結果、①地理的分野、歴史的分野、公民的分野のどの分野においても扱うことが可能であること、②公民的分野における実践はほとんど見られないが、3分野相互の関連性を考えた場合、公民的分野の地方自治単元で教材開発をおこなうのが最良であり、またその必要があることを指摘した。一方、世界遺産教育の実践は各分野ごとにおこなわれ、3分野の連携が図られていない。この点も課題である。

また、世界遺産を学習するうえで、地域学習との関連が重要であることを指摘した。地域において学ぶとは「地域の歴史や現実を、他地域や日本全体・世界とかかわらせ、それらの視点から地域を再検討し、たえず地域認識を深化し客観化していくこと」⁽¹⁰⁰⁾であり、地域から他を学び、他から地域を見直すことにほかならない⁽¹⁰¹⁾。世界遺産と地域学習を結びつけることで、グローバルな視点からローカルに落とし込むこともできよう。それゆえ、世界遺産を学ぶことは、地域について学ぶことと同義なのである。いうまでもなく、海外の世

界遺産を学ぶことは、異文化理解にもつながる。

ところで、世界遺産は年々その数を増やし、2013年7月現在では981件にまで達している。2013年6月、「富士山」が正式に世界遺産（文化遺産）に登録された。富士山は当初、自然遺産での登録を目指していた。しかし、ごみの不法投棄や登山者のポイ捨て、し尿等の問題があり、とうてい自然遺産での登録を達成できる状況ではなかった。そこで山岳信仰や芸術といった文化的側面を全面に押し出した構成資産を組み、文化遺産としての登録を目指してきたのである。

2013年4月30日には、世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOSが調査結果を報告し、「登録」の勧告を得た。その後、同年6月にカンボジアのプノンペンで開催されたユネスコの世界遺産委員会において、三保松原を含む「富士山」が正式に世界遺産リストに登録された⁽¹⁰²⁾。とはいえ、2016年までに保存・管理方法の提出が求められており、課題は山積している。

世界遺産の数がこのまま無限に増え続けるのか、あるいは1000件に達したところで制限をかけるのか、まだ具体的な結論は出ていないが、世界遺産の信頼性を保っていくためには必要な議論であることに変わりはない。さらに、近年では世界遺産の観光地化が進み、世界遺産の本来の目的である保護・保存が見失われつつある。誤解をおそれずに言えば、世界遺産登録地は‘保護区’であって、‘観光地’ではないのである。世界遺産条約の本来の目的は、国際協力を通じて遺産を保護することにある。同条約がユネスコで採択されてから昨年で40年をむかえたが、制度等を含め、あらためて世界遺産全体について見直す時期にきているのではないだろうか。

世界遺産の教材開発にあたっては、本稿でみたように「地域」「観光」「開発」「保存」「社会参画」「国際協力」といった視点が不可欠である。世界遺産教育は、現代の多文化主義や他民族状況を考えるうえでも、ひとつの手掛かりを与えてくれるように思われる。実際の教材開発は今後の課題であるが、世界遺産が社会科教材のひとつとして、多くの可能性をひめていることは確かである。

<注>

- (1) 古田陽久「世界遺産の現状と課題－世界遺産教育の重要性－」サイバー大学編『サイバー大学紀要』1、2009年、149-170頁。
- (2) 松浦晃一郎『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』講談社、2008年、241-244頁。
- (3) 鈴木晃志郎「ポリティクスと世界遺産」首都大学東京編『観光科学研究』3、2010年、57-69頁。
- (4) 同上論文、58頁。
- (5) 松浦晃一郎、前掲書、244頁。
- (6) 同上書、244-248頁。
- (7) 古田陽久「日本における世界遺産教育の現状と課題」日本国際環境研究協会編『地球環境』13-1、2008年、23-32頁。
- (8) 田渕五十生は、2013年4月現在、広島県の福山市立大学所属である。
- (9) 「世界遺産条約」については、以下のホームページを参照。
<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf>
(平成25年3月14日最終閲覧)
「『世界遺産条約』の原文」については、以下のホームページを参照。
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13055&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html (平成25年3月14日最終閲覧)
- (10) 世界遺産条約については、以下のホームページを参照。
<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-H4-0241.pdf>
(平成25年3月14日最終閲覧)
- (11) 第36回世界遺産委員会については、以下のホームページを参照。
<http://whc.unesco.org/en/sessions/36COM> (平成25年3月14日最終閲覧)
http://www.wheritage.net/the_36th_whc.html
(平成25年3月14日最終閲覧)
- (12) 松浦晃一郎、前掲書、67頁。
- (13) 同上書、68-70頁。
- (14) 勧告は条約のように法的な拘束力は持たないが、加盟国に対して努力目標

を提供する。したがって、発掘の原則のみならず、遺跡及び発掘物件の保存の目的や一般への公開も含めた幅広いものとなっている。発掘物件については、まずその国の博物館に保存され、その国の文明や歴史、芸術、建築を十分に代表するコレクションを作り上げるために使用されることを強調している。この勧告は、国際博物館会議（International Council of Museums）と協力し、何年もかけて加盟国の意見を聴取したうえで採択に至ったものである。

- (15) 文化遺産のみならず自然遺産も対象にし、それらを経済開発至上主義に對抗して保存すべきであることを勧告した。
- (16) 文化財の密輸を防止するために、輸出国及び輸入国双方において具体的な防止措置をとることを勧告している。しかし、同勧告は法的拘束力を持たなかったため、1970年の第16回ユネスコ総会において「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」が採択されるに至った。
- (17) 歴史的記念建造物及び遺跡は人類共通の財産とみなし、次世代のために国際社会が共同責任を持つ必要性を謳っている。
- (18) 100カ国以上における大学や研究所、行政機関などに籍を置く専門家の国際的なネットワークを形成している。世界遺産条約の下で新規の文化遺産登録候補案件について、まず技術的に評価をおこなうのは、ICOMOSの役割である。
- (19) 文化遺産の保存と経済社会開発との調和を図ることは世界各国の義務であると強調している。また、文化遺産の保存と経済活動は矛盾するものではなく、文化財の保存公開を適切におこなえば、観光業を通じて経済に貢献することを提唱している。
- (20) 紀元前1250年ごろ、第19王朝第3代ラムセス2世が建立した同神殿は、岩山に彫られた高さ33メートル、幅38メートル、奥行き63メートルの遺跡群で、年に2回、ラムセス2世の誕生日と即位の日には神殿の奥行きまで日の光が差し込み、王の像4体を照らすよう設計され、古代エジプト文明の粋をあつめている。

-
- (21) 松浦晃一郎、前掲書、70-76頁。
- (22) アメリカもスウェーデンも、ユネスコは文化に関するエキスパートであっても自然や環境に関しては実績がないとみていたので、ルネ・マウ氏がフランスの協力を得て、先手を打ったかたちとなった。最終的には、アメリカとスウェーデンの同意を得て決着、総会ではスムーズに承認された。
- (23) 1959年にローマで発足した政府間機関で、文化財に関する情報収集及びその配布、研究、専門家の派遣や養成などの活動をおこなっている。ユネスコの加盟国がICCROMに加盟することができるが、その場合はユネスコの分担金の1パーセントをICCROMに拠出しなければならない。また、ユネスコの加盟国のみならず、非加盟国の学術的または文化的機関も準構成員として加入できる制度がある。日本は1967年にICCROMに加盟している。
- (24) 「ル・コルビュジエの建築群と都市計画」は、その後登録を目指し運動を続けたが、2011年の世界遺産委員会で「不記載決議」の勧告を受けた。
- (25) 本稿の「はじめに」で述べたように、いわゆる「平泉」は2011年の世界遺産委員会において、文化遺産として世界遺産に登録された。
- (26) 松浦晃一郎、前掲書、52-53頁。
- (27) 世界的に有名な文化遺産は大抵この基準を満たしている。たとえば、フランスのモン・サン・ミッシェルとその湾、シャルトル大聖堂、イギリスはロンドンのウェストミンスター宮殿、イタリアのヴェネツィアとその潟およびフィレンツェ歴史地区、中国の万里の長城、インドのタージ・マハルなどである。日本の文化遺産でも、法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、厳島神社、日光の社寺が挙げられる。
- (28) ここでもバチカン市国、ドイツのケルン大聖堂などヨーロッパの主要な文化遺産にこの基準が該当する。日本でも、法隆寺地域の仏教建造物、古都京都の文化財と古都奈良の文化財、琉球王国のグスク及び関連遺産群、紀伊山地の霊場と参詣道、石見銀山遺跡とその文化的景観に当てはまる。
- (29) 後者の点からいえば、人類の進化の歴史を示す一連の遺跡がこれに該当する。インドネシアのサンギラン初期人類遺跡、中国の周口店の北京原人遺

-
- 跡、南アフリカのスタークフォンテンをはじめとする一連の人類の化石遺跡、エジプトのギーザのピラミッド、チュニジアのカルタゴ遺跡、ペルーのマチュ・ピチュの歴史保護区、メキシコの古代都市テオティワカン、アメリカのメサ・ヴェルデ国立公園などが代表的な例である。日本では、琉球王国のグスク及び関連遺産群、紀伊山地の霊場と参詣道が挙げられる。
- (30) 例えば、イラクのハトラ及びアッシュール、アフガニスタンのジャムのミナレットと考古遺跡群、パーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群、マルタの巨石神殿群。フランス、スペイン、イタリア、ドイツ、イギリスなどにある歴史上の建造物は、殆どすべてがこの基準を満たしている。日本では姫路城、法隆寺、京都、奈良、巖島神社、日光がこれに当てはまる。
- (31) 日本では白川郷・五箇山の合掌造り集落が挙げられる。白川郷と五箇山の合掌造りの家屋は前者の例で、フィリピンのコルディリエーラの棚田群は後者の例である。
- (32) 日本が原爆ドームを第6の基準に基づいて申請したところ、1996年の世界遺産委員会では様々な議論を呼んだ。諸外国の反応は複雑であったが、最終的には登録が認められた。しかし、このときの委員会で、第6基準のみで登録することは望ましくないとの意見が認められ、第6の評価基準については、括弧で「この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい」と表記されることになった。だが、歴史的に極めて重要だと判断された建物については例外的な扱いもある。
- (33) 日本の例では、屋久島がこれに当てはまる。アルゼンチンとブラジルのイグアス国立公園、アフリカのザンビアとジンバブエ双方にまたがっているモシ・オ・トゥニャ／ヴィクトリアの滝、オーストラリアのカカドゥ国立公園、タンザニアのキリマンジャロ国立公園などもそうである。
- (34) 地球は約45億年前に生まれ、生命はその10億年後、今から言えば35億年前に誕生したといわれている。この長い地球の歴史において、いろいろな段階を経て今日に至っているが、その段階の1つを示すのにふさわしいものが基準8である。世界的に見て最も顕著なものは、アメリカのグランド・キャニオン国立公園である。グランド・キャニオンを流れるコロラド

川は、約1000万年前に流れ始めたものと考えられ、その後周辺の岩石は風雨による浸食で奇怪な形状を見せるようになった。岩石にはいろいろな地層が重なり、その後の1000万年の地球の変遷ぶりが窺えるといわれている。日本の自然遺産では、残念ながら第8基準に該当するものはない。

- (35) 世界的に有名なのは、ガラパゴス諸島である。19世紀、チャールズ・ダーウィンはここで発見したスズメ科の水鳥、巨大な陸上亀などの珍しい生態系の研究を通じて、進化論を思いついたと言われている。日本の自然遺産では、屋久島、白神山地及び知床のすべてがこの基準の下に登録されている。
- (36) コンゴ民主共和国の世界遺産となっている5つの国立公園のうち、4つがこの基準を満たしている。その他、アフリカにある自然遺産の多くが、第10基準を満たしている。
- (37) 佐滝剛弘『「世界遺産」の真実』祥伝社、2009年、84-85頁。
- (38) 松浦晃一郎、前掲書、86頁。
- (39) 同上書、87頁。
- (40) 同上書、286-293頁。
- (41) 新井直樹「世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察」高崎経済大学地域政策学会編『地域政策研究』11-2、2008年、44頁。
- (42) 同上論文、41頁。新井が指摘している諸問題は、わが国の世界遺産登録地－例えば、屋久島、白神山地、知床、白川郷など－でも深刻化している。詳しくは、以下を参照。柴鐵生「屋久島の森と共生」『都市問題』第96巻6号、2005年；深見聡「環境保全と観光振興のジレンマ－屋久島を事例として－」『地域総合研究』第39巻1・2合併号、2011年；日本ユネスコ協会連盟「白神山地の現状を考える」『世界遺産年報』2005年；北海道森林局「知床自然の森づくり 現状と課題」、2005年；西村幸夫「世界遺産とまちづくり」『地域開発』vol.511、2007年。
- (43) 松浦晃一郎、前掲書、247頁。
- (44) 同上書、247頁。
- (45) 田渕五十生・中澤静男「ESDを視野に入れた世界遺産教育－ユネスコの

-
- 提起する教育をどう受け止めるか-」奈良教育大学編『教育実践総合センター研究紀要』16、2007年、59-66頁。
- (46) 同上論文、65頁。
- (47) 中澤静男「世界遺産教育の構築-奈良市教育委員会における取り組み-」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』15、2009年、108頁。
- (48) 田淵五十生・中澤静男、前掲論文、60頁。
- (49) 同上論文、61頁。
- (50) 矢野和之「白川郷・五箇山の合掌造り集落の現状」日本ユネスコ協会連盟編『世界遺産年報2006』11、東京書籍、2006年、39-42頁
- (51) 田淵五十生・中澤静男、前掲論文、61頁。
- (52) 田淵五十生「世界遺産教育とその可能性-ESDを視野に入れて-」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』15、2009年、99頁。
- (53) 「朝日新聞」2008年7月23日付け朝刊記事に依る。
- (54) 田淵五十生、前掲論文、99-100頁。
- (55) 田淵五十生・谷口尚之・祐岡武志「世界遺産教育の教材化の視点と実践報告-『古都奈良の文化財』と『法隆寺地域の仏教建造物』を中心にして-」奈良教育大学教育実践総合センター編『教育実践総合センター紀要』17、2008年、296頁。
- (56) 田淵五十生・中澤静男、前掲論文、61頁。
- (57) ユネスコ・スクールについては、以下のホームページを参照。
http://www.unesco-school.jp/index.php?page_id=34
(平成25年3月14日最終閲覧)
- (58) 「ユネスコ憲章」については以下のホームページを参照。
<http://www.unesco.or.jp/meguro/unesco/charter-j.html>
(平成25年3月14日最終閲覧)
- (59) 古田陽久・古田真美『世界遺産ガイド-日本の世界遺産登録運動-』シンクタンクせとうち総合研究機構、2005年を参考に、各登録運動のホームページ等で確認。
- (60) 同上書、6頁。なお、富士山の世界遺産登録に関しては、本稿の「むすび

にかえて」でも触れる。

(61) 佐滝剛弘、前掲書、188-190頁。

(62) 同上書、188及び190頁。

(63) 同上書、190頁。

(64) 山形県のホームページを参照。

http://www.pref.yamagata.jp/governor/explanation/2009/jun_regular.html (平成25年3月14日最終閲覧)

(65) 山形県知事記者会見に依る。

http://www.pref.yamagata.jp/governor/press_conference/list/2009/conference_2009_0618.html (平成25年3月14日最終閲覧)

(66) 佐滝剛弘、前掲書、190-191頁。

(67) 岩鼻通明「山形県と世界遺産」村山民俗学会編『村山民俗 23』2009年、92-94頁。なお、岩鼻は県の世界遺産育成学術研究会の委員として山形県の世界遺産に関わっていたほか、県の景観審議会委員や大江町の委員にも名を連ねていた。

(68) 同上論文、93頁。

(69) 同上論文、93頁。

(70) 同上論文、93-94頁。

(71) 同上論文、94頁。

(72) 同上論文、94頁。

(73) 同上論文、94頁。

(74) 同上論文、94頁。

(75) 文化庁ホームページに依る。

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/singi_kekka/besshi_8.html (平成25年3月14日最終閲覧)

(76) 同上ホームページ (平成25年3月14日最終閲覧)。

(77) 同上ホームページ (平成25年3月14日最終閲覧)。

(78) 同上ホームページ (平成25年3月14日最終閲覧)。

(79) 文部科学省『中学校学習指導要領』東山書房、2008年、36頁。

-
- (80) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、2008年、68頁。
- (81) 文部省『中学校指導書 社会編』大阪書籍、1978年、67-68頁。
- (82) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版、2008年、120-121頁。
- (83) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』教育出版、2010年、145-153頁。
- (84) 古田陽久、前掲論文（2008年）、23-32頁。
- (85) 同上論文、23-32頁。
- (86) 同上論文、23-32頁。
- (87) 同上論文、23-32頁。
- (88) 同上論文、31頁。
- (89) 朝倉隆太郎「地域と地域学習の本質」朝倉隆太郎編著『地域に学ぶ社会科教育』東洋館出版社、1989年、7-14頁。
- (90) 同上書、10頁。
- (91) 同上書、11頁。
- (92) 同上書、11頁。
- (93) 同上書、11頁。
- (94) 同上書、12頁。
- (95) 佐島群巳「『地域』に関する用語・概念の検討－地域学習の方法論的基礎－」東京学芸大学編『東京学芸大学紀要 第3部門』32、1980年、105頁。
- (96) 同上論文、105頁。
- (97) 高山次嘉「今日の社会科教育の問題点と地域」日本社会科教育学会編『社会科教育研究』49、1983年、30頁。
- (98) 丹羽強「小学校社会科における地域学習の単元開発に関する実証的研究－『関の刃物祭り』を教材として－」平成20年度上越教育大学修士論文、2009年、3頁。
- (99) 社会の初志をつらぬく会編『地域の教材はなぜ効果的課』黎明書房、1989年、21頁。

(100) 高山次嘉、前掲論文、32頁。

(101) 同上論文、32頁。

(102) 富士山の世界遺産登録運動は静岡、山梨の両県によって推進されてきた。「文化遺産」での登録に切り替えた両県は、2006年11月に暫定リストへの掲載を文化庁に申請、翌2007年に文化遺産として暫定リスト入りを果たした。その後、2012年にユネスコへ推薦書を提出、同年8～9月にかけてICOMOSによる現地調査が実施され、2013年4月の「登録」勧告、そして同年6月の正式登録となった。

資料1 中学校社会科教科書分析表

東京書籍

分野	単元名	小項目	少子化	高齢化	不況	財政難	観光地化	修復材料不足	技術者不足	後継者難	過疎化	
地理	都道府県の調査	情報収集 67頁					●	●	●	●		
		工業 70-71頁						●	●	●		
	世界の国々の調査	文化 122-123頁					●					
	さまざまな面から見た日本	地形 138-139頁						●				
		伝統文化 160-161頁						●		●	●	
		生活文化 162-163頁						●				
		人口、人口問題 170-171頁	◎	●								
		過疎問題 176-177頁		◎				●			●	●
		林業・漁業 188-189頁		◎							●	◎
		商業・サービス業 192-193頁				●					○	
人々に見る世界と日本の結びつき 200-201頁								●				
さまざまな視点から見た日本	関連づけて見た各地のようす 210-213頁										●	
歴史	国際社会と日本	高度経済成長のなかの日本 210-211頁										●
		現代の日本と世界 212-213頁			◎							

公 民	人間の尊重と日本国憲法	豊かに生きる－社会権 52-53頁		●																
	現代の民主政治と社会	わたしたちと地方自治 90-91頁		●		●														
		市町村合併と地域づくり 94頁					●													
		わたしたちと日本の政治 8-99頁			◎															
	わたしたちの暮らしと経済	財政のはたらき 126-127頁				◎	●													
	地球社会とわたしたち	市民が支える環境運動 148頁									●									
人口・食料問題 150-151頁			●	●																

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元名	小項目	風化	砂漠化	酸性雨	オゾン層の破壊	地球温暖化	地震	津波	噴火	干ばつ	浸食	洪水・水害
地 理	世界の国々の調査	環境問題 115頁		◎	◎								●
	さまざまな面から見た日本	世界の地形のようす 138-139頁	◎					◎		◎		◎	
		自然災害とその対策 150-151頁						◎	◎	●			◎
公 民	人間の尊重と日本国憲法	社会の発展と新しい人権 56-57頁				◎	◎						
	地域社会とわたしたち	地域環境を考える 144-147頁	◎	◎		◎					◎	◎	

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元	小項目	海洋環境の劣化	有害廃棄物の越境移動	生物多様性の減少	森林の減少・劣化	森林伐採	開発	ごみ	難民	戦争	内戦	紛争
地 理	都道府県の調査	地域の自然を生かした生活 68-69頁						●					
	世界の国々の調査	広がる環境問題 115頁			●			●					
		国境をこえた国や地域のつながり 136頁							●				

	さまざまな面から見た日本	世界の人口分布とその推移 168-169頁										◎					
		過疎の問題とその取り組み 176-177頁							●								
		日本におけるエネルギー問題 182-183頁							●								
		世界的に見た産業 184-185頁		●	●												
		日本の林業・漁業 188-189頁							●								
歴史	現代の日本と世界	現代の日本と世界 212-213頁														◎	
		これからの日本と世界 214-215頁														●	
公民	人間の尊重と日本国憲法	日本の平和主義 40-41頁														●	
		国際社会と人権 58-59頁										◎					
	現代の民主政治と社会	わたしたちと地方自治 90-91頁									●						
		わたしたちと日本の政治 98-99頁									●						
	わたしたちの暮らしと経済	財政のはたらき 126-127頁								●							
		公害の防止と環境保全 130-131頁										◎					
	地球社会とわたしたち	地球環境を考える 144-147頁		●	●	◎											
		世界の子どもの問題 152-153頁										○	◎				
国際連合のしくみとはたらき 158-159頁												◎			●		
新しい戦争－テロリズム、地域紛争－ 162-163頁												◎			●		

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

帝国書院

分野	単元名	小項目	少子化	高齢化	不況	財政難	観光地化	修復材料不足	技術者不足	後継者難	過疎化
地理	日本の姿をとらえよう	日本の都道府県を知ろう 31頁					●				
	都道府県を調べよう	特色となるものを見つけて県を調べよう 72-73頁					●				
		農業と交通とのかかわりと地域の変化 76頁					●				
		農業と生活・文化のかかわり 78-79頁					●	●	●	●	
		工業の変化と環境問題 86頁					●				
		プラス a 96頁					●				
世界の国々を調べよう	まわりの国との協力関係に注目して 国を調べよう 121頁					●					
さまざまな面からとらえた日本	日本の人口の変化と特色 152-153頁	◎ ◎									
	日本の人口分布 154-155頁										●
	過疎地域の生活～徳島県祖谷地方 158-159頁						●				◎
	伝統文化の保存に取り組む地域～金沢 180-181頁						●	●	●	●	
	世界のなかの日本の農業 198-199頁		◎							◎	
	日本の農業地域 200-201頁									○	
歴史	戦後日本の成長と国際関係	高度経済成長とよばれる発展 226-227頁									●
	これからの日本と世界	いまの自分にたちかえて 232-233頁	◎ ◎								
公民	現代社会の歩みと私たちの生活	社会の変化と私たちの生活 10-15頁	◎ ●								
	個人と社会生活	地域社会のなかで 27頁									◎
	企業を通じて経済を考えよう	金融のかかわりを知ろう 55頁				◎					
		景気変動の企業への影響 62頁				◎					
	労働をめぐる課題 66頁				◎						

納税者として国の経済を考えよう	私たちの生活と財政 72-73頁			◎	◎						
	社会保障と私たちの生活 76-77頁	◎	◎								
	納税者として国の財政を考えよう 82-83頁	◎	◎	●							
人権について考えよう	平等権について考えよう 98-99頁			◎							
住民として地方の政治を考えよう	地方自治の変化 118-119頁		●		●						

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元名	小項目	風化	砂漠化	酸性雨	オゾン層の破壊	地球温暖化	地震	津波	噴火	干ばつ	浸食	洪水・水害
地理	都道府県を調べよう	さまざまな視点で県を調べよう 81-88頁				●							
		世界の国々を調べよう	環境問題を調べるキーワード 111頁	○									
		環境問題を調べるキーワード 119頁										●	
		環境問題 124頁				●							
		生活・文化 126頁			○	●							
さまざまな面からとらえた日本		世界の地震や火山の分布 132-133頁						◎		◎			
		日本のさまざまな自然災害 146-147頁						◎	◎	◎			◎
		世界の人口分布と変化 150頁	◎										
		人々のくらしと環境保全について考えよう 160-161頁				●							
		日本の林業・漁業 208-209頁											
歴史	これからの日本と世界	いまの自分にたちかえて 232-233頁					◎		◎				
公民	私たちの地球をみつめて	地球規模で広がる環境問題 166-167頁		◎	◎	◎	◎						
		地球温暖化がもたらすもの 168-169頁					◎				◎		◎
		温暖化に対する国際的な対応 170-171頁					◎						

	南北問題と環境問題 172-173頁		○	○	○	○												
--	-----------------------	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元	小項目	海洋環境の劣化	有害廃棄物の越境移動	生物多様性の減少	森林の減少・劣化	森林伐採	開発	ごみ	難民	戦争	内戦	紛争
地理	都道府県を調べよう	臨海部の特色 68-69頁						●					
		山地の特色 70頁			●								
		農業と生活・文化のかかわり 78-79頁						●					
		工業の変化と環境問題 86頁						●					
		プラスα 98頁						●					
世界の国々を調べよう	ひとやものの動き 122頁	環境問題 124頁	●										
		生活・文化 126頁			●								
		さまざまな面からとらえた日本						●					
企業の林業・漁業	日本の林業・漁業 208-209頁						●						
公民	企業を通して経済を考えよう	国際化する企業 58-59頁					●						
	納税者として国の経済を考えよう	国の支出と収入 74-75頁						●					
	世界平和の実現をめざして	世界でおこる戦争 155頁										◎	◎
		国連のしくみと活動 156頁										◎	◎
		国際平和にむけて 160-161頁									◎	◎	○
		国際社会における日本の役割 162-163頁										○	○
国際社会のよりよい発展 164-165頁										◎			
私たちの地球をみつめて	地球規模で広がる環境問題 166-167頁				●								
	地球温暖化がもたらすも 168-169頁										○		

	南北問題と環境問題 172-173頁					○													
--	-----------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

教育出版

分野	単元名	小項目	少子化	高齢化	不況	財政難	観光地化	修復材料不足	技術者不足	後継者難	過疎化	
地理	世界の構成は…	国境線はどうなっているの？ 26-27頁					●					
		身近な地域を調べよう	都市化を調べよう 50-51頁	●								
		農業の変化を調べよう 52-53頁					●					
		商店街を調べよう 56-57頁								●	●	
	都道府県を調べよう	旅行計画をたてよう 80-81頁						●				
		イラストマップをつくろう 86-87頁	●					●				
	世界の国を調べよう	テーマを関連させて調べよう 106-107頁					●					
	世界と日本の人口	64億人の地球のうえで 138-139頁		●								
		長寿の社会のなかで 140-141頁	◎	◎								
		地域の魅力をつくる 144-145頁		◎							●	◎
	世界と日本の産業	食べものはどのように 152-153頁		◎							●	
		ものづくりはどのように 158-159頁									◎	
結びつく世界と日本	交通は世界を結ぶ 186-187頁						●					
	情報が地域を変える 192-193頁			○								
	日本の国内交通が広がる 194-195頁						●					
歴史	国際社会と日本	巨大コンピナートの出現 190-191頁									●	
		変動する国際社会 196-197頁				●						
		わたしたちの生きる時代 198-199頁			◎							
		世界のなかの市民の一人として 202-203頁			◎							
公民	社会のなかで生きる	変わる家族 22-23頁	◎	◎								
		家族と地域社会で支え合い 24-25頁	◎	◎								
	暮らしのなかで生きる 憲法	人間らしく生きる 42-43頁		●								

暮らしとつながる政治	小さな政府をめざして 66-67頁		●	○								
	新しい地域づくり 78-79頁	●	●		○							
暮らしを支える経済	会社のしくみと役割 102-103頁			●								
	変わる産業 106-107頁											○
これからの福祉と生活環境	政府の経済活動 110-111頁				○	○						
	国のお金のやりくり 112-113頁					●						
	経済の安定を求めて 114-115頁				○							
	安心と生きがいのある暮らし 118-119頁	●	○									
	豊かな暮らし 120-121頁											○

本文に直接記述がある○ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元名	小項目	風化	砂漠化	酸性雨	オゾン層の破壊	地球温暖化	地震	津波	噴火	干ばつ	浸食	洪水・水害
地理	地球を探検する	わたしたちの地球はどんな星？ 6-7頁				●	○						
		都道府県を調べよう	人口からみた東京都 72-73頁				●						
	環境と産業からみた鹿児島 84-85頁										○		
	世界の国を調べよう	さまざまな地点から調べよう 100-101頁											●
		環境からみたオランダ 108-109頁					○						●
	世界と日本の自然	動く大地と安定した大地 122-123頁						○					
災害から学ぶ 130-131頁								○	○	○			●
世界と日本の産業	地球を消費するわたしたち 164-165頁					●							
歴史	国際社会と日本	巨大コンピナートの出現 190-191頁				●							
公民	暮らしのなかに生きる憲法	広がる人権 48-49頁				●							
	暮らしを支える経済	市場は万能ではない 99頁				●	○						

地球社会の危機を救うために	地球が危ない 140-141 頁	◎	◎	◎	◎								
	発展と停滞のはざままで 144-145 頁	◎											
	ともに生きる社会 148-149 頁				◎								

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元	小項目	海洋環境の劣化	有害廃棄物の越境移動	生物多様性の減少	森林の減少・劣化	森林伐採	開発	ごみ	難民	戦争	内戦	紛争	
地理	世界の構成は…	国境線はどうなっているの？ 26-27 頁											◎	
		身近な地域を調べよう	都市化を調べよう 50-51 頁					●						
		農業の変化を調べよう 52-53 頁						●						
	都道府県を調べよう	人口からみた東京都 72-73 頁					●	●						
	世界の国を調べよう	さまざまな地点から調べよう 100-101 頁						●						
	世界と日本の自然	環境と開発のはざまに 132-133 頁						◎						
	世界と日本の人口	住みやすい都市のために 142-143 頁						●						
	世界と日本の暮らしと文化	宗教とともに生きる 174-175 頁											◎	
歴史	第二次世界大戦後の日本と世界	人々が移り住む 188-189 頁								○		○		
		結びつく世界と日本	大日本帝国から日本国へ 180-181 頁									◎		
		火をふく 38 度線 184-185 頁									◎			
	国際社会と日本	超大国への抵抗 188-189 頁										◎		◎
		巨大コンビナートの出現 190-191 頁	●											
		豊かな暮らしのきしみ 194-195 頁												○
変動する国際社会 196-197 頁													●	

公 民	移り変わる社会とわ たしたちの暮らし	経済成長のあとに 12頁	●																
		同じ時代に生きる 16-17頁								○								○	
	暮らしのなかに生き る憲法	人権尊重の国際的広がり 50-51頁								○	○								
	暮らしとつながる政 治	住民からはじまる 74-75頁										●							
	暮らしを支える経済	会社のしくみと役割 102-103頁											●						
		資源をむだなく 108-109頁																	
	世界平和の実現に向 けて	国と国との話し合い 134-135頁															○		○
		冷戦後の世界 136-137頁														○	○		●
		日本と世界の平和 138-139頁															○		
	地球社会の危機を救 うために	地球が危ない 140-141頁			●	●	●												
国境をこえた助け合い 146-147頁																		○	

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

日本文教出版

分 野	単元名	小項目	少 子 化	高 齢 化	不 況	財 政 難	観 光 地 化	修 復 材 料 不 足	技 術 者 不 足	後 継 者 難	過 疎 化	
地 理	世界の地域構成	1日じゅう昼間の国 16-17頁					●					
	日本の地域構成	人口や生活から地域区分をする 50-51頁									●	
	都道府県調べ	県の工業を調べる 84-85頁							●	●	●	
		県の人口と産業を調べる 92-93頁						●				
		県を福岡市の特色を通して調べる 94-95頁						●				
		産業から見た特色を調べる 102-103頁								●	○	
	世界の国々調べ	人々のくらしや国の変化を調べる 114-115頁						●				
平野部でのくらしの特色を調べる 120-121頁							●					

		日本とのかかわりから国の特色を調べる 124-125頁							●										
さまざまな日本の特色		地形・気候のわざわいと防災 148-149頁							●										
		日本の人口構成 152-153頁	●	●															
		過疎化 154-155頁																●	
		日本の産業 160-161頁							●	●	●	●							
		瀬戸大橋の開通と地域間の結びつき 174-175頁								●									
歴史	現代の世界と日本	経済で見る現代 210-211頁																◎	
		社会で見る現代 212-213頁	●	●															
公民	現代日本の歩みとわたしたち	戦後のくらしと高度経済成長 5-9頁				◎												●	
	わたしたちの社会生活	家族のルール 28-29頁			◎														
		これからの地域社会 32-33頁																	●
	人間の尊重と日本国憲法	視線の温度 61頁				○													
	民主政治と政治参加	地方分権にむけて 90-91頁	●	●		●													
	わたしたちのくらしと経済	景気の変動とその影響 100-101頁				◎													
		勤労者としてのわたしたち 106-107頁				◎													
		企業の課題と種類 110-111頁						●											
		金融のはたらき 112-113頁				◎													
	国民生活と福祉	社会保障の今後の課題 124-125頁	○	◎			●												
財政と税金 129頁							●												
財政のはたらきと課題 132-133頁					◎														

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元名	小項目	風化	砂漠化	酸性雨	オゾン層の破壊	地球温暖化	地震	津波	噴火	干ばつ	浸食	洪水・水害
地理	都道府県調べ	東京都の課題と取り組みを調べる 102-103頁						◎	◎				
	世界の国々調べ	オランダ 110頁							○				

		低湿地の産業や交通の特色を調べる 112-113頁																	○	
		平野部でのくらしの特色を調べる 120-121頁																	◎	
	さまざまな日本の特色	自然から見た日本の特色 140頁						◎			◎									
		地形・気候のわざわいと防災 148-149頁						◎	◎	◎	●								◎	
		国土の利用と環境問題 164-165頁			◎	◎	◎													
		日本のエネルギー問題 166-167頁					◎													
歴史	現代の世界と日本	社会で見る現代 212-213頁			◎		◎													
公民	現代日本の歩みとわたしたち	高度経済成長後の課題 12-13頁						◎												
	わたしたちの社会生活	これからの地域社会 32-33頁					●													
	かけがえない地球と人類の共生	国境をこえる環境破壊 162-163頁		◎				◎											○	
		国境をこえた問題 164-165頁				○	◎													

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

分野	単元	小項目	海洋環境の劣化	有害廃棄物の越境移動	生物多様性の減少	森林の減少・劣化	森林伐採	開発	ごみ	難民	戦争	内戦	紛争
地理	世界の地域構成	1日じゅう昼間の国 16-17頁							●				
	都道府県調べ	人口から見た東京都の特色を調べる 100-101頁						●					
		東京都の課題と取り組みを調べる 102-103頁							●				
	さまざまな日本の特色	国土の利用と環境問題 164-165頁	●				◎						

歴史	現代の世界と日本	連合国軍による占領政策 190-191頁																●			
		戦後の国民生活 194-195頁																◎			
		日本の独立 202-203頁																◎			
		平和の願い 204-205頁																◎		●	
		政治で見る現代 208-209頁																◎		◎	
		経済で見る現代 210-211頁																◎			
公民	現代日本の歩みとわたしたち	沖縄から見る日本と国際社会 16-17頁																◎		●	
	わたしたちの社会生活	これからの地域社会 32-33頁																			
	人間の尊重と日本国憲法	人権の発展と国民の責務 54-55頁																			
	民主政治と政治参加	地方分権にむけて 90-91頁																			
	わたしたちの暮らしと経済	生産のしくみ 104-105頁																			
		環境基本法の成立 135頁																●			
		消費者の保護 138-139頁																			
	かけがえない地球と人類の共生	国家と主権 146-147頁																			
		国際連合 148-149頁																		◎	◎
		国際社会での日本の役割 150-151頁																		○	
		平和憲法と日本の役割 152-153頁																		○	◎
		民族問題と民族紛争 160-161頁																			●
国境をこえる環境破壊 162-163頁																			●	◎	

本文に直接記述がある◎ 本文以外に記述がある○ 項目に関連する記述がある●

資料2 中学校社会科公民的分野の教科書記述

教科書会社	東京書籍
単元	第3章 現代の民主政治と社会 第3節 地方の政治と自治
1. 私たちと地方自治	<住民自治> 住民自治 <地方公共団体> 地方公共団体、地方自治、「民主主義の学校」 <地方分権> 地方分権
2. 地方自治の制度	<地方議会> 地方議会、条例 <首長> 首長 <直接請求権> 直接請求権
3. 地方財政	<地方財政の制度> 地方交付税交付金、国庫支出金 <地方公共団体の財政健全化> <市町村合併> 市町村合併
4. 住民参加の拡大	<住民の声を生かす> 住民投票 <住民運動の広がり> 自治会、ボランティア、NPO <わたしたちにできること>
5. わたしたちの政治参加	

教科書会社	帝国書院
単元	第2部 私たちの暮らしと民主政治 第3章 住民として地方の政治を考えよう
1. 地方自治と民主政治	<民主政治を変える地方自治> 地方公共団体、住民自治、民主主義の学校 <地方自治のしくみ> 直接民主制
2. 地方公共団体の仕事としくみ	<地方公共団体の仕事> 公共サービス <地方公共団体のしくみ> 地方議会（議決機関）、首長、執行機関、条例
3. 地方財政の現状と課題	<地方公共団体の歳入> 地方財政、歳入、自主財源、依存財源、地方交付税、国庫支出金 <地方財政の歳出と課題> 歳出、財政改革
4. 地方自治の変化と私たち	<地方分権の動き> 中央集権、地方分権 <これからの地方自治> 情報公開、規制緩和 <住民の権利と政治参加> イニシアチブ、リコール、直接請求権

教科書会社	教育出版
単元	第3章 わたしたちの民主政治 3. 地方自治と住民の参加

1. 身近な地域の政治（地域の課題と地方自治）	<地域で暮らすということ> <民主主義は地域から> 地方自治 <国から地方へ> 地方分権、地方自治法
2. 地方自治のしくみ（地方公共団体の仕事と財政）	<地方公共団体の仕事> 地方公共団体（地方自治体） <地方自治のしくみ> 首長、地方議会、条例 <地方財政のしくみ>
3. 住民自治が地域をつくる（住民の権利と参加）	<住民の権利> 直接請求権、住民投票 <住民参加の地域づくり> 住民運動、NPO（非営利組織） <地方自治の憲法> 自治基本条例
4. 地域の自立をめざして（地方自治の課題）	<市町村合併と地域の自立> 市町村合併 <開かれた地域を求めて> <地域づくりに女性の経験を>
5. 地域で安心して暮らすために（地方自治の「これから」）	<地域独自の政策のために> 税源移譲 <住民が一体となって地域づくりへ> <地域から世界への発信>

教科書会社	日本文教
単元	第2編 私たちの生活と政治 第2章 民主主義と日本の政治 2. くらしを支える地方自治
1. 私たちのくらしと地方自治	<私たちの住む地域> 過疎地域、過密地域 <くらしと地方自治> 地方自治、地方公共団体 <首長と地方議会の役割> 首長、地方議会、条例
2. 地方公共団体の仕事と財政	<地方公共団体の仕事> <地方公共団体の財政> 地方税、地方交付税交付金、国庫支出金
3. 地方自治と私たち	<住民の権利> 住民投票、住民参加、情報公開、地方分権
4. これからの地方自治を考えよう	<自立した地域をつくる>

教科書会社	清水書院
単元	第1編 私たちの生活と政治 第2章 民主主義 第5節 住民がきづく地方自治
1. 私たちの生活と地方自治	<地方自治とは> 地方自治、地方自治法 <地方自治のしくみ> 条例 <地方分権のうごきと課題> 地方分権、地方分権一括法
2. 市民参加の地域づくり	<直接請求権と住民投票> 直接請求権、住民投票 <市民の活動と地域づくり> 住民運動、NPO

教科書会社	育鵬社
単元	第3章 私たちの生活と政治－民主政治と政治参加－ 第5節 地方自治と住民
1. 地方公共団体の政治のしくみ	<地方公共団体と首長> 地方公共団体、地方自治、首長 <地方議会と条例> 地方議会、条例、直接請求権 <地方公共団体の仕事>
2. 地方公共団体の移り変わり	<地方自治の歩み> 地方分権 <地方財政> 地方税 <まちづくりや村おこし> まちづくり、村おこし

教科書会社	自由社
単元	第3章 日本国憲法と立憲的民主政治 第4節 地方公共団体のしくみと課題
36. 地方公共団体の役割	<地方自治> 地方公共団体、地方自治体、地方自治法 <地方政治のしくみ> 議決機関、執行機関、首長、条例、地方議会 <住民の意思の反映> 陳情、請願、直接請求権、住民投票
37. 地方自治の課題 (地方財政とその課題)	<地方財政とその課題> 地方税、地方交付税、国庫支出金、自主財源、 依存財源、高齢化社会、財政再建団体 <地方分権の推進> 地方分権推進法、地方分権一括法 <民主政治の学校> オンブズマン制度、地方議会、公民、「民主政治の学校」